

第五回國會 衆議院 内閣委員會 會議錄 第十一号

昭和二十四年四月十九日(火曜日) 午前十一時二分開議

出席委員

- 委員長 齋藤 隆夫君
- 理事 小川原政信君 理事 根本龍太郎君
- 理事 吉田吉太郎君 理事 吉米地謙三君
- 理事 木村 榮君 青木 正君
- 池田正之輔君 尾關 義一君
- 佐藤 榮作君 田中 萬逸君
- 丹羽 彪吉君 鈴木 義男君
- 出席國務大臣
- 大藏大臣 池田 勇人君
- 國務大臣 植田 俊吉君
- 國務大臣 本多 市郎君
- 國務大臣 出原 謙吉君
- 出席政府委員
- 内閣官房長官 増田甲子七君
- 内閣官房次長 郡 祐一君
- 總理廳事務官 (行政管理局長) 大野木克彦君
- 外務事務官 (總務局長) 大野 勝巳君
- 厚生政務次官 亘 四郎君

- 委員外の出席者
- 專門員 龜井川 浩君
- 專門員 小關 紹夫君

四月十六日

委員有田二郎君辭任につき、その補充として柳澤義男君が議長の指名で委員に選任された。

四月十八日

内閣法の一部を改正する法律案(内閣提出第四六号)
 總理府設置法案(内閣提出第四七号)
 國立世論調査所設置法案(内閣提出第四八号)

地方自治設置法案(内閣提出第四九号)
 外務省設置法案(内閣提出第五〇号)
 大藏省設置法案(内閣提出第五一号)
 法務廳設置法案等の一部を改正する法律案(内閣提出第五二号)
 厚生省設置法案(内閣提出第五三号)
 郵政省設置法案の一部を改正する法律案(内閣提出第五四号)
 電氣通信省設置法案の一部を改正する法律案(内閣提出第五五号)
 國家行政組織法の一部を改正する法律案(内閣提出第五六号)

同日十六日
 道路運送監理事務所存続の請願(南好雄君外一名紹介)(第三三〇号)
 同(大西順夫君外二名紹介)(第三六一号)
 飼料配給公團存続に関する請願(武藤嘉一君紹介)(第四一五号)
 道路運送監理事務所存続の請願(片岡伊三郎君紹介)(第四一六号)
 東京地方商工局長野事務所存続に関する請願(吉川久衛君紹介)(第四二〇号)

食糧品配給公團存続の請願(高塩三郎君紹介)(第四二二一号)
 道路運送監理事務所存続の請願(大野伴陸君紹介)(第四三二一号)
 同外四件(清水逸平君紹介)(第四三二二号)
 國立博物館職員を行政整理の対象より除外の請願(甲木保君紹介)(第四四一四号)

の審査を本委員会に付託された。

本日の會議に付した事件
 内閣法の一部を改正する法律案(内閣提出第四六号)

總理府設置法案(内閣提出第四七号)
 外務省設置法案(内閣提出第五〇号)
 大藏省設置法案(内閣提出第五一号)
 法務廳設置法案等の一部を改正する法律案(内閣提出第五二号)
 厚生省設置法案(内閣提出第五三号)
 國家行政組織法の一部を改正する法律案(内閣提出第五六号)

○齋藤委員長 これから會議を開きます。
 議題に入ります前に、一つ御報告いたしておきたいことがあります。それは去る四月十六日に、委員の有田二郎君が辭任されましたので、同日議長の指名によりまして、柳澤義男君が選任されましたことを御報告いたしておきます。

○齋藤委員長 それではこれより本日の議題に入りますが、本日の議題は各省設置法案であります。政府委員が来られておりますところから、順次提案の理由の説明を求めます。本日は提案の理由の説明を取りとどめまして、散会後理事會を開いて、今後の審査の日程を御協議いたしたいと存じます。なお各省設置法案は、他の当該所管の常任委員会と、連合審査会を開くことになつておりますことを、念のため申し添えておきます。御承知のことと存じます。この各省設置法案は、今会期中に成立させる必要があり、ますから、委員各位の御出席をお願

いたしておきます。それでは池田大藏大臣。

大藏省設置法案
 大藏省設置法

- 目次
- 第一章 總則(第一條—第四條)
 - 第二章 本省
 - 第一節 内部部局(第五條—第十四條)
 - 第二節 附屬機關(第十三條・第十四條)
 - 第三節 地方支分部局(第十五條—第二十六條)
 - 第一款 財務局(第十六條—第二十二條)
 - 第二款 税関(第二十三條—第二十六條)
 - 第三章 外局(第二十七條—第四十四條)
 - 第一節 証券取引委員会(第二十八條—第二十九條)
 - 第二節 造幣廠(第三十條—第三十六條)
 - 第三節 印刷廠(第三十七條—第四十四條)
 - 第四章 職員(第四十五條—第四十六条)
 - 第五章 公團(第四十七條)
 - 附則
 - 第一章 總則

(この法律の目的)
 第一條 この法律は、大藏省の所掌事務の範圍及び権限を明確に定めるとともに、その所掌する行政事務及び事業を能率的に遂行するに足る組織を定めることを目的とす。

(設置)
 第二條 國家行政組織法(昭和二十三年法律第二十号)第三條第二項の規定に基いて、大藏省を設置する。
 大藏省の長は、大藏大臣とする。

(任務)
 第三條 大藏省は、左に掲げる事項に關する國の行政事務及び事業を一体的に遂行する責任を負う行政機關とする。
 一 國の財務
 二 通貨
 三 金融
 四 証券取引
 五 造幣事業
 六 印刷事業
 (權限)
 第四條 大藏省は、この法律に規定する所掌事務を遂行するため、左に掲げる権限を有する。但し、その権限の行使は、法律(法律に基く命令を含む)に従つてなされなければならない。

一 予算の範圍内、所掌事務の遂行に必要な支出負担行為をすること。
 二 収入金を徴收し、所掌事務の遂行に必要な支拂をすること。
 三 所掌事務の遂行に直接必要な事務等の施設を設置し、これを管理すること。
 四 所掌事務の遂行に直接必要な業務資料、事務用品、研究用資材等を調達すること。
 五 不用財産を処分すること。
 六 職員任免及び賞罰を行い、そ

舊書を認証すること。

九 各省各廳の支出負担行爲の認証に關すること。

十 各省各廳の買買、貸借、購買その他の契約の指名競争及び隨意契約並びに前金拂及び概算拂を承認すること。

十一 各省各廳の出納官吏及び出納員を監督すること。

十二 國の予算の執行に關し、報告の徴取、実地監査及び指示を行うこと。

十三 各省各廳の歳入の徴收及び收納に關する事務の一般を管理すること。

十四 國の貸付金(他の部局の所掌に屬するものを除く)を管理すること。

十五 特別職である國家公務員等に關する給與制度を管理すること。

十六 國家公務員等の旅費その他実費弁償の制度を管理すること。

十七 國家公務員等の共済組合その他の福利厚生に關する施設をなし、これを管理すること。

十八 地方公共團體の歳出に關すること。

(主務局の事務)

第九條 主務局においては、左の事務をつかさどる。
一 租税制度を調査、企画及び立案すること。

二 内國税を賦課徴收すること。
三 酒類等の生産及び販賣を管理すること。

四 酒類等の製造業及び販賣業の免許を與え、これを営む者を監督すること。
五 酒類その他間接課税物件の分

析及び鑑定並びに、よ、う造の試験、講習及び指導を行うこと。

六 稅務代理士の許可を與え、これを監督すること。

七 土地台帳及び家屋台帳を管理し、土地及び家屋の賃貸價格を調査決定すること。

八 印紙を發行し、その模造の取締を行うこと。

九 關稅及びとん税を賦課徴收すること。

十 關稅法規による輸出入貨物、船舶、航空機及び旅客の取締を行うこと。

十一 保税倉庫、保税工場其他の保税地域に關すること。

十二 稅關貨物取扱人の許可を與え、これを監督すること。

十三 稅關統計を作製すること。

十四 大藏省所管の稅外諸收入を管理すること。

十五 稅務職員の訓練を行うこと。
十六 地方公共團體の歳入に關すること。但し、地方債に關するものを除く。

十七 査察部においては、前項第二号の事務のうち所得その他の課稅標準の著しく高額な者、著しく増加した者等についての調査、検査、犯罪の取締及び滞納処分に関するものをつかさどる。

十八 稅關部においては、第一項第一号の事務のうち關稅及びとん税に關するもの、同項第九号から第十三号までの事務及び同項第十五号の事務のうち稅關職員に関するものをつかさどる。

(理財局の事務)
第十條 理財局においては、左の事務をつかさどる。

一 國庫收支の調整、財政と金融との調整その他國內資金運用の総合調整及び國內金融と國際金融との調整を圖ること。

二 國庫制度、國債制度及び通貨制度を調査、企画及び立案すること。

三 國庫金を出納、管理及び運用すること。

四 國の保管金及び國が保管する有價証券を管理すること。

五 國債の發行、償還及び利拂を行うこと。

六 日本銀行の國庫金及び國債の取扱事務を監督すること。

七 地方債に關すること。
八 貨幣及び紙幣の發行、回收及び取締を行うこと。

九 日本銀行券の製造發行計画を樹立すること。
十 米國對日援助以返資金を管理並びに運用及び使用すること。

十一 對外決済及び通貨の換算率に關する事務を管理すること。
十二 在外資金その他の在外財産を調査及び管理すること。

十三 クレジット、外貨債その他の涉外負債に關する事務を管理すること。
十四 前三号に掲げるものの外、外國爲替の管理(貨物の輸出爲替の処分、貨物の輸入爲替及び輸入信用狀の取得(外國爲替銀行の行う処分及び取得を除く)並びに外國爲替を取り組まないで行う貨物の輸出及び輸入の取締に關するものを除く)その他國際金融の調整を行うこと。

十五 外國に居住する本邦人(外國に本店を有する本邦法人を含む)が本邦内に所有する財産を管理すること。

十六 貴金屬の買取及び賣渡並びに使用、取引及び輸出入を規制すること。

十七 企業の經理に關すること。
十八 公認會計士試験並びに公認會計士(會計士補を含む)の登録及び監督を行うこと。

十九 会社の解散の制限等に關する勅令(昭和二十年勅令第六百五十七号)を施行すること。

二十 商品取引所を免許し、これを監督すること。
二十一 商品券の取締を行うこと。

二十二 終戦處理費、特殊財産處理費及び賠償施設處理費の經理を行うこと。
二十三 政府の契約の特例に關する法律(昭和二十一年法律第六十号)を施行すること。

二十四 政府に対する不正手段による支拂請求の防止等に關する法律(昭和二十二年法律第七十一号)を施行すること。
二十五 賠償に關する財務を管理すること。

(管財局の事務)
第十一條 管財局においては、左の事務をつかさどる。

一 國有財産制度を調査、企画及び立案すること。
二 國有財産の管理及び処分を統一し、必要な調整を行うこと。

三 國有財産の増減、現在額及び現狀を明らかにすること。
四 普通財産を管理処分すること。

五 國の出資を行い、これを管理すること。
六 財産稅及び相続稅に係る物納の財産を管理処分すること。

七 國家公務員の宿舍の設置、維持及び管理に關し総合調整すること。

八 賠償指定工、よ、う等の賠償指定物件を管理、保守及び撤去すること。

九 外國又は外國人(外國人が經營を支配する本邦法人を含む)が本邦内に所有する株式、出資及び公債並びに法人たる企業を管理及び處理すること並びにこれらの事務に關し企画及び立案すること。

十 閉鎖機關に關すること。
(銀行局の事務)
第十二條 銀行局においては、左の事務をつかさどる。

一 金融制度を調査、企画及び立案すること。
二 預金部預金を管理し、預金部資金を運用及び經理すること。

三 日本銀行を監督すること。
四 復興金融公庫及び國民金融公庫を監督すること。

五 農林中央金庫及び商工組合中央金庫を監督すること。
六 銀行業、信託業及び無盡業を免許し、これを営む者を監督すること。

七 生命保險業及び損害保險業を免許し、これを営む者を監督すること。
八 信用協同組合(連合会を含む)を免許し、信用協同組合、農業協同組合、漁業協同組合、商工協同組合その他金融業務を営む者を監督すること。

答すること。

九 日本銀行券の発行限度を決定し、その限外発行を許可すること。

十 金融機関の資金の運用を規制し、これを監督すること。

十一 金融機関の金利を調整すること。

十二 紙幣類似証券の取締を行うこと。

十三 社債等の登録を行うこと。

十四 國民貯蓄計画を樹立し、國民貯蓄を奨励すること。

十五 当せん金附証券の発売を管理し、その取締を行うこと。

2 検査部においては、前項第三号から第八号までの事務のうち金融機関

の業務及び財産の検査に関するものをつかさどる。

第二節 附屬機関

第十三條 第十四條に規定する附屬機関の外、本省に税務講習所を置く。

2 税務講習所は、大蔵省の職員に對して、税務行政に従事するため、必要な職務上の訓練を行う機関とする。

3 税務講習所に支所を置く。

4 税務講習所及び支所の位置及び内部組織は、大蔵省令で定める。

(その他の附屬機関)
第十四條 左の表の上欄に掲げる機関は、本省の附屬機関として置かれるものとし、その設置の目的は、それぞれ下欄に記載する通りとする。

種類	目的
関税訴訟審査会	関税に関する訴訟について審査すること。
預金部資金運用審査会	大蔵大臣の諮問に應じて、預金部資金の運用に関する事項について調査審議すること。
外國爲替管理審査会	主務大臣の諮問に應じて、外國爲替の管理に関する重要な事項について調査審議すること。
政府貸付金処理審査会	所管大臣及び大蔵大臣の諮問に應じて、政府貸付金の条件及び延滞元利金の支拂方法の変更について調査審議すること。
関税率審査議會	大蔵大臣の諮問に應じて、関税率に関する事項について調査審議すること。
金審議會	主務大臣の諮問に應じて、金及び産金業に関する重要な事項について調査審議すること。
特別融通損失審査会	日本銀行特別融通及び損失補償法(昭和二年法律第五十五号)不動産融資及び損失補償法(昭和七年法律第二十四号)及び戦時金融庫法(昭和十七年法律第三十二号)に基き、それら日本銀行日本勧業銀行、農工銀行、北海道拓殖銀行又は戦時金融庫が受けた損失及びその額を決定すること。
投資及び担保証券審査会	大蔵大臣の諮問に應じて、時著銀行の運用することのできる國債又は地方債以外の有價証券の種類に関する事項及び担保証券法(明治三十八年法律第五十二号)に基き、担保証券に附することのできる物上担保のうちの株式質に関する事項について調査審議すること。

名称	位置	管轄区域
税務代理士せん術審査会		大蔵大臣の諮問に應じて、税務代理士の許可について調査審議すること。
産業設備官團損失審査会		大蔵大臣の監督に属し、産業設備官團の受けた損失及びその額を審議決定すること。
國民更生金庫損失審査会		大蔵大臣の監督に属し、國民更生金庫の受けた損失及びその額を審議決定すること。
中央酒類審査議會		大蔵大臣の諮問に應じて、酒類の生産、配給及び價格に関する重要な事項並びに酒類の級別、類別及び種別について調査審議すること。
戦時喪失國債証券審査会		大蔵大臣の諮問に應じて、戦時喪失無記名國債証券臨時措置法(昭和十九年法律第七十七号)及び旧臨時資金調整法(昭和十二年法律第八十六号)による証券の喪失の査定を行うに關する法律の施行に關する重要な事項について調査審議すること。
復興金融審査議會		復興金融庫の融資に関する事務を行い、同金庫の運営に関する重要な事項について調査審議すること。
中央株式等評價審査議會		大蔵大臣の諮問に應じて、財産税の課税標準に關し株式等の價額について調査審議すること。
戦時補償特別税審査会		大蔵大臣の諮問に應じて、戦時補償特別税の課税及び免除に關する事項について調査審議すること。
社寺境内地処分中央審査會		大蔵大臣の諮問に應じて、社寺等に無償で貸し付けてある國有財産の譲渡又は賣却及びこれらに關する事項について調査審議すること。
金利調整審査議會		日本銀行政策委員会の諮問に應じて、金利の最高限度の決定及びその変更又は廃止について調査審議すること。
國有財産調整審査議會		大蔵大臣の諮問に應じて、各省各廳の管理する國有財産の用途の変更、用途の廃止、所管換その他必要な措置及び大蔵大臣が各省各廳の長から協議を受けた國有財産の管理に關する重要な事項について調査審議すること。
中央特定契約審査会		大蔵大臣の諮問に應じて、政府の契約の特例に關する法律による指定金額の改定の申請について調査審議すること。
專賣事業審査議會		日本專賣公社の總裁及び監事の推薦を行い、その應じ日本專賣公社の運営に關し、大蔵大臣の諮問に應じて、專賣大臣の意見を述べること。
國民金融審査議會		國民金融公庫の總裁及び幹事の推薦を行い、業務計画、資金計画その他國民金融公庫の運営に關する重要な事項について議決し又は大蔵大臣の意見を述べること。
基準地区調査会		大蔵大臣の諮問に應じて、臨時宅地賃借價格修正法(昭和二十四年法律第一号)第三條第一項に規定する基準地区に關する事項について調査すること。

2 前項に掲げる附屬機関の組織、所掌事務及び委員その他の職員については、他の法律(法律に基き命令を含む。)に別段の定めがある場合を除く外、政令で定める。

第三節 地方支分部局

第十五條 本省に、左の地方支分部局を置く。

名称	位置	管轄区域
東京財務局	東京都	東京都、神奈川県、山梨県
關東財務局	東京都	埼玉県、茨城県、群馬県、栃木県、千葉県、東京都
信越財務局	東京都	新潟県、長野県、富山県、石川県、福井県
關西財務局	大阪府	大阪府、京都府、奈良県、和歌山県、滋賀県
札幌財務局	北海道	北海道
仙臺財務局	仙台市	宮城県、秋田県、山形県、青森県
名古屋財務局	名古屋市	愛知県、静岡県、岐阜県、三重県
名古屋財務局	名古屋市	愛知県、静岡県、岐阜県、三重県
金沢財務局	富山県	富山県、福井県
廣島財務局	廣島市	廣島県、山口県、島根県

第一款 財務局

第十六條 財務局は、本省及び証券取引委員會の所掌事務を分掌する。但し、税関の所掌するものを除く。

(名称、位置及び管轄区域)
第十七條 財務局の名称、位置及び管轄区域は、左の通りとする。

高松 高松市	香川縣 愛媛縣
福岡 福岡市	福岡縣 佐賀縣
熊本 熊本市	熊本縣 大分縣 鹿兒島縣 宮崎縣

第十八條 財務局に、左の七部を置く。
 総務部
 直税部
 間税部
 國稅査察部
 理財部
 管財部
 經理部

第二項に定めるものの外、財務局の組織の細目は、大藏省令で定める。
 (附屬機關)

第十九條 左の表の上欄に掲げる機關は、財務局の附屬機關として置かれるものとし、その設置の目的は、それぞれ下欄に記載する通りとする。

種類	目的
地方酒類審査會	財務局長の諮問に應じて、酒類の生産及び配給に關する重要な事項並びに酒類の類別、類別及び種別について調査審議すること。
地方株式等評價審査會	財務局長の諮問に應じて、財産税の課税標準に關し株式等の價額について調査審議すること。
不動産評價審査會	財務局長の諮問に應じて、財産税の課税に關し不動産の價額について調査審議すること。
財産審査會	財務局長の諮問に應じて、財産税の課税價格等に關する異議について調査審議すること。
社寺境内地処分地方審査會	大藏大臣の諮問に應じて、社寺等に無償で貸し付けてある國有財産の讓與又は買拂及びこれらに關する訴訟について調査審議すること。
地方特定契約審査會	財務局長の諮問に應じて、政府の契約の特例に關する法律による指定金額の改定の申請について調査審議すること。
地方宅地賃賃價格調査會	財務局長の諮問に應じて、臨時宅地賃賃價格修正法第七條第一項に規定する事項を調査すること。

2 前項に掲げる附屬機關の組織、所掌事務及び委員その他の職員については、他の法律(法律に基く命令を含む)に別段の定めがある場合を除く外、政令で定める。
 (財務局支局、管財支所及び出張所)

第二十條 本省の所掌事務のうち財務局の分掌する事務の一部(稅務署の)

3 財務局支局並びに管財支所及び出張所の名稱、位置、管轄區域、所掌

事務の範圍及び内部組織は、大藏省令で定める。
 (稅務署)

第二十一條 第九條第一項第二号から第八号までに掲げる事務で、財務局の分掌するものの一部を分掌させるため、稅務署を置く。

2 稅務署の名稱、位置、管轄區域及び内部組織は、大藏省令で定める。
 (稅務署の附屬機關)

第二十二條 左の表の上欄に掲げる機關は、稅務署の附屬機關として置かれるものとし、その設置の目的は、それぞれ下欄に記載する通りとする。

種類	目的
財産調査會	稅務署長の諮問に應じて、財産税の課税價格の更迭決定について調査審議すること。
増加所得稅調査會	稅務署長の諮問に應じて、増加所得稅の所得金額について調査審議すること。
宅地賃賃價格調査會	稅務署長の諮問に應じて、臨時宅地賃賃價格修正法第七條第二項に規定する事項について調査すること。

第二款 稅關
 (所掌事務)

第二十三條 稅關は、本省の所掌事務のうち第九條第一項第九号から第十三号まで及び第十五号に掲げるものを分掌し、並びに左の事務をつかさどる。

一 貨物の收容並びに收容貨物の管理及び処分を行うこと。

二 輸出品取締法(昭和二十三年法律第五十三号)等による輸出入貨物の取締を行うこと。

三 外國爲替の取締及び貴金屬の輸出入の取締を行うこと。

四 輸出入貨物に対し内國稅を賦課徴収すること。

(名稱、位置及び管轄區域)

第二十四條 稅關の名稱、位置及び管轄區域は、左の通りとする。

名稱	位置	管轄區域
横濱稅關	横濱市	東京都 神奈川縣 埼玉縣 茨城縣 群馬縣 栃木縣 千葉縣 山梨縣 新潟縣 福島縣 宮城縣 山形縣
神戸稅關	神戸市	兵庫県 岡山縣 鳥取縣 島根縣 廣島縣 香川縣 徳島縣 高知縣 愛媛縣
大阪稅關	大阪市	大阪府 京都府 和歌山縣 奈良縣 滋賀縣 福井縣 石川縣 富山縣
名古屋稅關	名古屋市	愛知縣 三重縣 岐阜縣 長野縣 靜岡縣
門司稅關	門司市	福岡縣 山口縣 佐賀縣 長崎縣 熊本縣 大分縣 宮崎縣 鹿兒島縣
函館稅關	函館市	北海道 秋田縣 岩手縣 青森縣

2 前項に定めるものの外、稅關の組織の細目は、大藏省令で定める。
 (支署、出張所及び監視署)

第二十六條 稅關の所掌事務の一部を分掌させるため、所要の地に、稅關の支署、出張所及び監視署並びに支署の出張所及び監視署を置く。

2 稅關の支署、出張所及び監視署並びに支署の出張所及び監視署の名稱、位置、管轄區域、所掌事務の範圍及び内部組織は、大藏省令で定める。

第三章 外局
 (設置)

第二十七條 國家行政組織法第三條第二項の規定に基いて、大藏省に置かれる外局は、左の通りとする。

証券取引委員會
 造幣廳
 印刷廳

第一節 証券取引委員會
 (組織、權限及び所掌事務)

第二十八條 証券取引委員會の組織、權限及び所掌事務は、証券取引法(昭和二十三年法律第二十五号)の定めるところによる。

(特別な職)

第二十九條 証券取引委員會の事務局に次長一人を置く。

2 次長は、局長を助け、局務を整理する。

第二節 造幣廳
 (任務及び長)

第三十條 造幣廳は、造幣事業を行うことを主たる任務とする。

2 造幣廳の長は、造幣廳長官とする。

(権限)

第三十一條 造幣廳は、その所掌事務を遂行するため、第四條第一号から第十二号まで、第四十二号及び第四十三号に掲げる権限を行使する。

(内部部局)

第三十二條 造幣廳に、左の二部を置く。

総務部

作業部

(総務部の事務)

第三十三條 総務部においては、造幣廳の所掌事務に関し、左の事務をつかさどる。

- 一 機密に関すること。
- 二 長官の官印及び廳印を管掌すること。
- 三 職員職階、任免、分限、懲戒、服務その他の人事並びに教養及び訓練に関すること。
- 四 所管行政に関する調査、統計の作製及び資料の収集並びに印刷物の頒布及び刊行を行うこと。
- 五 公文書類を接受、発送、編集及び保存すること。
- 六 経費及び収入の予算及び決算を作製し、会計事務を行い、会計を監査すること。
- 七 行政財産及び物品を管理すること。
- 八 職員に關する施設をなし、これを管理すること。
- 九 貨幣、貨幣地金及び貴金屬の地金を出納保管すること。

十 貴金屬の地金を配給すること。

十一 製造品の受注及び発注を行うこと。

十二 所管行政の総合調整を行うこと。

十三 前各号に掲げるものの外、造幣廳の任務を遂行するため必要な事務で、作業部の所掌に属さないものをを行うこと。

(作業部の業務)

第三十四條 作業部においては、左の業務をつかさどる。

- 一 貨幣を製造し、旧貨幣等を鑄つぶすこと。
- 二 章は、記章、極印、合金及び金屬工芸品を製造すること。
- 三 金、銀その他の重要金屬の地金及びその陶たかすを精製すること。
- 四 重要金屬の地金及び鋳物を分析及び試験すること。
- 五 貴金屬の地金及び製品の品位を証明すること。
- 六 貨幣地金その他の物品の試金を行うこと。

(研究所及び病院)

第三十五條 造幣廳に、その所掌する作業の研究を行わせるため、研究所を、造幣廳内職員診療を行わせるため、病院を置く。

(支廳及び出張所)

第三十六條 造幣廳の所掌事務の一部を分掌させるため、東京都及び廣島縣佐伯郡五日市町に支廳を、熊本市に出張所を置く。その名称及び内部組織は、大藏省令で定める。

第三節 印刷廳

(任務及び長)

第三十七條 印刷廳は、印刷事業を行うことを主たる任務とする。

2 印刷廳の長は、印刷廳長官とする。

(権限)

第三十八條 印刷廳は、その所掌事務を遂行するため、第四條第一号から第十二号まで及び第四十四号から第四十七号までに掲げる権限を行使する。

(内部部局)

第三十九條 印刷廳に、長官官房及び左の二部を置く。

業務部

製造部

(長官官房の事務)

第四十條 長官官房においては、印刷廳の所掌事務に関し、左の事務をつかさどる。

- 一 機密に関すること。
- 二 長官の官印及び廳印を管掌すること。
- 三 職員職階、任免、分限、懲戒、服務その他の人事並びに教養及び訓練に関すること。
- 四 所管行政に関する調査、統計の作製及び資料の収集並びに印刷物の頒布及び刊行を行うこと。
- 五 公文書類を接受、発送、編集及び保存すること。
- 六 所管行政の考査を行うこと。
- 七 職員に關する施設をなし、これを管理すること。
- 八 所管行政の総合調整を行うこと。
- 九 前各号に掲げるものの外、印刷廳の任務を遂行するため必要な事務で他部の所掌に属さないものを行うこと。

第四十一條 業務部においては、左の業務をつかさどる。

一 日本銀行券、紙幣、國債、印紙、郵便切手、郵便はがきその他証券類及び印刷物の印刷計画並びに印刷の業務上必要な用紙類の製造計画を樹立すること。

二 官報、法令全書、その他の刊行物を編集、製造及び発行すること。

三 通貨等の製造工場を管理及び監督すること。

四 寸き入紙の製造の取締を行うこと。

五 印刷廳の業務上必要な物資調達すること。

六 経費及び収入の予算及び決算を作製し、会計事務を行うこと。

七 行政財産及び物品を管理すること。

(製造部の事務)

第四十二條 製造部においては、左の業務をつかさどる。

- 一 日本銀行券、紙幣、國債、印紙、郵便切手、郵便はがきその他証券類及び印刷物の印刷並びに印刷の業務上必要な用紙類の製造を行うこと。
- 二 關係の印刷工場及び用紙類製造工場に対し技術及び作業を指導監督すること。
- 三 機械その他の設備を管理すること。

(研究所、工場、教習所及び病院)

第四十三條 印刷廳に、左の上欄に掲げる研究所その他の機関を置く。その設置の目的は、それら下欄に記載する通りとする。

種類	目的
研究所	印刷及び製紙に関する研究を行うこと。
工場	印刷及び製紙を行うこと。
教習所	印刷及び製紙に従事する職員に對して、職務上必要な教習を行うこと。
病院	印刷廳内職員の診療を行うこと。

2 前項に掲げる研究所その他の機関の内部組織は、大藏省令で定める。

(出張所)

第四十四條 印刷廳の所掌事務の一部を分掌させるため、岡山市、出雲市、松山市、高知市及び徳島縣三好郡池田町に印刷廳の出張所を置く。その名称及び内部組織は、大藏省令で定める。

第四章 職員

(職員)

第四十五條 大藏省に置かれる職員の任免、昇任、懲戒その他人事管理に關する事項については、國家公務員法(昭和二十二年法律第二十号)の定めるところによる。

(定員)

第四十六條 大藏省に置かれる職員の定員は、別に法律で定める。

第五章 公團

(酒類配給公團)

第四十七條 大藏省所轄の公團は、酒類配給公團とする。

2 酒類配給公團に關しては、酒類配給公團法(昭和二十二年法律第七十二号)の定めるところによる。

附則

1. この法律は、昭和二十四年六月一日から施行する。但し、附則第二項中等財務講習所官制の廃止に関する部分は、同年七月二十日から施行する。

2 左の勅令及び政令は、廃止する。但し、法律(法律に基く命令を含む)に別段の定めがある場合を除く外、従前の機関及び職員はこの法律に基く相当の機関及び職員となり、同一性をもつて存続するものとする。

大蔵省官制(昭和十七年勅令第七百四十三号)
大蔵省に顧問を置くことに関する勅令(昭和二十年勅令第五百一十号)
経済の再建整備に関する法律の施行に関する大蔵大臣主管事務の所掌部局等に関する勅令(昭和二十一年勅令第五百四十四号)
大蔵省給與局臨時設置制(昭和二十一年勅令第三百四十号)
大蔵省管理局臨時設置制(昭和二十一年勅令第二百九十二号)
高等財務講習所官制(昭和二十二年政令第六十九号)
財務講習所官制(昭和十六年勅令第五百二十七号)
財務局官制(昭和十六年勅令第七百六十号)
税関官制(昭和二十一年勅令第二百九十三号)
税務署官制(明治三十五年勅令第二百四十二号)

証券取引委員会事務局令(昭和二十三年政令第四百四号)
会計士管理委員会事務局令(昭和二十三年政令第六十七号)
専賣局官制(大正十年勅令第三百号)

造幣局官制(明治四十三年勅令第四十号)
造幣局における金属工芸品の製造に関する勅令(昭和二十一年勅令第二十九号)

印刷局官制(昭和十八年勅令第八百九号)
附則第一項但書及び前項但書の規定は、職員に定員に関する法律の適用に影響を及ぼすものではない。

4 政府職員の給与実施に関する法律(昭和二十三年法律第四十六号)の一部を次のように改正する。
第五條第二項中「次長は大蔵省給與局長」を削る。

3 内閣総理大臣は、専任の部員の外、各省各廳において給與又は会計に関する事務を担当する職員のうちから、新給與実施本部の部員として勤務すべきことを命ずることができ。但し、部員となつた者も、國家公務員法の適用を免除されるものではない。

○池田國務大臣 たいいま議題となりました大蔵省設置法案につきまして、その提案の理由を御説明申し上げます。
来る六月一日から國家行政組織法が施行されるに伴ひまして、従來大蔵省官制を初め、多くの單行法令によつて規定されておりました大蔵省の組織に関する諸法令を、國家行政組織法に適合した一本の法律に整備統合する必要があります。この際大蔵省の機構を相当改革する必要がありますので、この法律案を提出した次第でございます。

本法案の内容について、その概要を

申し上げますと、まず本有機構につきましては、従來官房及び七局ありましたものを、官房及び五局に整理いたしました。すなわち臨時部局として置かれておりました給與局を廃止し、従來の理財、國有財産及び管理の三局の事務を、理財及び管財の二局に調整所掌させることとした結果、二局を減少いたしました。局内の部等につきましても、従來の主計局の第一部及び第二部、主税局の監理部、理財局の外資部、管理局の財務部の五つを削減いたしました。なお、近來財務行政に関する涉外事務がきわめて複雑多岐にわたり、特に今回新設される米國対日援助見返資金の管理に関する事務はきわめて重要でありますので、この際本省に財務官一人を設置して、涉外事務の総轄に当らせることとしたのであります。

次に外局につきましては、従來の專賣局が六月一日から日本專賣公社となりますほか、会計士管理委員会及び同事務局を廃止いたしました。その事務を理財局に吸収させることとした結果、二部局を減少することとなります。

また証券取引委員会につきましては、事務局の部制を廃止して、次長一名とし、造幣局及び印刷局は、國家行政組織法の建前から、それらと改めることとしたしましたが、廳内の部については縮減を行つております。

以上が今回の機構改革の概要であります。以上が今回の機構改革の概要であります。以上が今回の機構改革の概要であります。以上が今回の機構改革の概要であります。

○慶應委員長 次に法務廳設置法等の一部を改正する法律案について、池田法務總裁のお説明を願ひます。

法務廳設置法等の一部を改正する法律案
法務廳設置法等の一部を改正する法律

第一條 法務廳設置法(昭和二十二年法律第九十三号)の一部を次のように改正する。
「法務廳設置法」を「法務府設置法」に改める。

「法務廳を法務府」に改める。
第一條第三項中「陸海軍特別志願予備將校であつた者等」を「陸海軍特別志願予備將校であつた者」に、

「檢務長官
特別審査局
法制第一局
法制第二局
法制第三局
法務調査意見長官
調査意見第一局
調査意見第二局
資料統計局
訟務長官
民事訟務局
稅務訟務局
行政訟務局
法務行政長官
民事局
人權擁護局
矯正保護局
特別審査局
民事法務長官
民事訟務局
行政訟務局
民事局
人權擁護局」

「並びに昭和二十二年勅令第一号の規定による覺書該当者の觀察等に関する事項」を「並びに公職に関する就職禁止、退職等に関する勅令(昭和二十二年勅令第一号)の規定による覺書該当者の觀察等に関する事項」に改める。

第二條第二項中「内閣法」を「内閣法(昭和二十二年法律第五号)」に改め、同條第三項を削る。

第三條第一項中「檢務長官、法制長官、法務調査意見長官、訟務長官及び法務行政長官」を「法制意見長官、刑政長官及び民事法務長官」に、同條第四項中「總裁官房の事務を指揮監督する」を「總裁官房の事務を指揮監督し、府内の事務の連絡調整を図る」に改める。

「法制意見長官
法制意見第一局
法制意見第二局
法制意見第三局
法制意見第四局
刑政長官
檢務局
矯正保護局
特別審査局
民事法務長官
民事訟務局
行政訟務局
民事局
人權擁護局」

第六條から第九條までを次のように改める。

第六條 法制意見第一局においては、左の事務を掌る。

一 第一條第二項の規定による意見の陳述又は勧告に関する事項

二 法制意見第四局の所掌に属するもの以外の内外及び国際法制並びにその運用に関する調査研究に関する事項

法制意見第二局においては、左の事務を掌る。

一 主として外事、財政、金融、産業又は経済に関する事項に係る法律案及び政令案の審議立案に関する事項

二 條約案の審議に関する事項

法制意見第三局においては、主として文教、厚生、労働、運輸又は通信に関する事項その他法制意見第二局又は法制意見第四局の所掌に属しない事項に係る法律案及び政令案の審議立案に関する事務を掌る。

法制意見第四局においては、左の事務を掌る。

一 司法制度、民事及び刑事に関する内外及び国際法制並びにその運用に関する調査研究に関する事項

二 主として法務に関する事項に係る法律案及び政令案の審議立案に関する事項

三 内外の法令その他法制に関する資料の収集、整備及び編纂に関する事項

四 法務に関する統計に関する事項

法制意見長官は、特に必要があると認めるときは、臨時に、一の局の所掌に属する法律案若しくは政令案の審議立案又は條約案の審

議に関する事務を他の局に行わせることができる。

第七條 検務局においては、左の事務を掌る。

一 檢察事務及び檢察廳に関する事項

二 犯罪人の引渡に関する事項

三 犯罪捜査の科學的研究に関する事項

四 司法警察職員の教養訓練に関する事項

五 犯罪の予防その他刑事に関する事項で他の所管に属しないもの矯正保護局においては、左の事務を掌る。

一 犯罪人に対する刑及び未決拘留の執行その他行刑に関する事項

二 刑務所、少年刑務所、拘留所、少年院、少年観護所、少年鑑別所その他の官公立の少年矯正保護施設に関する事項

三 矯正保護職員の教養訓練に関する事項

四 犯罪人の指紋に関する事項

五 矯正保護に関する事項で他の所管に属しないもの

特別審査局においては、左の事務を掌る。

一 団体等規正令の規定による各種団体の登録並びにその結成の禁止及び解散等に関する事項

二 連合國最高司令官の要求に基づく正規陸海軍將校又は陸海軍特別志願予備將校であつた者の調査等に関する事項

三 公職に関する就職禁止、退職等に関する勅令の規定による賞罰該

当者の觀察等に関する事項

第八條 民事訟務局においては、民事

に関する争訟に関する事務を掌る。行政訟務局においては、行政に関する争訟に関する事務を掌る。民事局においては、左の事務を掌る。

一 國籍に関する事項

二 戸籍に関する事項

三 外國人の登録に関する事項

四 登記に関する事項

五 供託に関する事項

六 公証に関する事項

七 司法書士に関する事項

八 解散団体の財産の管理及び処分等に関する政令の規定による國庫に帰属した財産の管理等に関する事項

九 民事に関する事項で他の所管に属しないもの

人権擁護局においては、左の事務を掌る。

一 人権侵害事件の調査及び情報の収集に関する事項

二 民間における人権擁護運動の助長に関する事項

三 人身保護に関する事項

四 貧困者の訴訟援助に関する事項

五 その他人権の擁護に関する事項

民事法務長官は、特に必要があると認めるときは、臨時に、訟務各局のうち一の局の所掌に属する事務を他の局に行わせることができる。

第九條 官房においては、左の事務を掌る。

一 皇統譜副本の保管に関する事項

二 機密に関する事項

三 總裁の官印及び府印の管守に関する事項

四 各部署の所掌事務の連絡調整に関する事項

五 所管行政の考査に関する事項

六 最高裁判所との連絡交渉に関する事項

七 公文書類の授受、発送及び保存に関する事項

八 職員の見込身分に関する事項

九 職員の給與に関する事項

十 司法試験に関する事項

十一 弁護士及び弁護士会に関する事項

十二 法務府研修所に関する事項

十三 経費及び収入の予算、決算、會計及び會計の監査に関する事項

十四 法務府及びその所管各廳の管理に属する財産及び物品に関する事項

十五 職員共済組合その他職員の厚生に関する事項

十六 營繕に関する事項

十七 法令の周知徹底に関する事項

十八 法務府及びその所管各廳の事務に関する情報宣傳に関する事項

十九 渉外事務に関する事項

前項第十三号乃至第十六号の事務を掌らせるため、官房に経理部を置く。

第十條及び第十一條を削り、第十二條を第十條とし、同條の次に次の二條を加える。

第十一條 檢察官、檢察事務官、法務府事務官その他法務總裁所部の職員に對して、職務上必要な訓練を行う機關として、法務總裁の管理に属する法務府研修所を置く。

法務府研修所は、これを東京都に置く。

法務府研修所の内部組織は、法務府令でこれを定める。

第十二條 矯正保護の事務に従事する職員に對して、職務上必要な訓練を

行つ機關として、法務總裁の管理に属する中央矯正保護研修所及び地方矯正保護研修所を置く。

中央矯正保護研修所は、これを東京都に置き、地方矯正保護研修所の名称及び位置は、別表一の通りとする。

中央矯正保護研修所及び地方矯正保護研修所の内部組織は、法務府令でこれを定める。

第十三條を次のように改める。

第十三條 法務總裁の監督の下に、別表二の上欄に掲げる機關を置き、その設置の目的は、それぞれ同表の下欄に記載する通りとする。

前項の機關の組織、所掌事務及び委員その他の職員については、他の法律（これに基く命令を含む）に別段の定めがある場合を除く外、政令でこれを定める。

第十三條の次に次の十一條を加える。

第十三條之二 法務總裁の管理の下に、第八條第一項、第二項、第三項第二号及び第四号乃至第七号並びに同條第四項の事務を分掌させるため法務局を、同條第三項第二号及び第四号乃至第七号の事務を分掌させるため地方法務局を置く。

法務總裁は、法務局長に、その管轄区域内の地方法務局の事務を指揮監督させることができる。

法務局及び地方法務局の名称、位置及び管轄区域は、別表三の通りとする。但し、支局又は出張所を置く場合においては、法務府令で、法務局又は地方法務局の管轄区域をその一部に限ることができる。

法務局に、訟務部、民事行政部及び人権擁護部を置く。

法務局及び地方法務局の組織の細目は、法務府令でこれを定める。

法務総裁は、必要と認めらるるに、法務局又は地方法務局の支局又は出張所を置き、法務局又は地方法務局の事務を分掌させることができる。

支局及び出張所の名称、位置、管轄区域及び内部組織は、法務府令でこれを定める。

法務局若しくは地方法務局又はその支局若しくは出張所は、第一項又は第六項の規定による事務を分掌する外、他の法令によりその権限に属せしめられた事務を掌る。

第十三條の三 法務総裁の管理の下に、監獄法(明治四十一年法律第二十八号)第一條第一項の規定による監獄を置く。

監獄の名称及び位置は、別表四の通りとする。

法務総裁は、必要があると認めるときは、分監又は特設監獄を置くことができる。

監獄の内部組織並びに分監及び特設監獄の名称、位置及び内部組織は、法務府令でこれを定める。

第十三條の四 少年院、少年観護所及び少年鑑別所については、少年院法(昭和二十三年法律第六十九号)の定めるところにより、その名称及び位置は、別表五の通りとする。

法務総裁は、必要と認めるときは、少年院の分院並びに少年観護所及び少年鑑別所の分所を置くことができる。

少年院、少年観護所及び少年鑑別所の内部組織並びに分院及び分所の名称、位置及び内部組織は、法務府令でこれを定める。

第十三條の五 矯正保護局の所掌事務を分掌させ、刑務所、少年刑務所、拘置所、少年院、少年観護所及び少年鑑別所の適切な運営管理を図るため、法務総裁の管理に属する矯正保護管区本部を置く。

矯正保護管区本部の名称及び位置並びに管区の区域は、別表六の通りとする。

矯正保護管区本部の所掌事務の範囲及び内部組織は、法務府令でこれを定める。

第十三條の六 檢察廳については、檢察廳法の定めるところによる。

第十三條の七 中央更生保護委員会、地方少年保護委員会及び地方成人保護委員会については、犯罪者予防更生法(昭和二十四年法律第 号)の定めるところによる。

第十三條の八 司法試験管理委員会については、司法試験法(昭和二十四年法律第 号)の定めるところによる。

第十三條の九 解散団体財産管理理事會については、解散団体財産管理理事會令(昭和二十三年政令第二百八十五号)の定めるところによる。

第十三條の十 各長官總務室に主幹を置く。

主幹は、長官の命を受けて、室務を整理する。

第十三條の十一 法務府及びその所管各廳に置かれる職員については、他の法律に特例の定のある場合を除く外、國家公務員法(昭和二十二年法律第二百十号)の定めるところによる。

法律でこれを定める。

第十五條の次に次の二條を加える。
第十六條 犯罪者予防更生法が施行されるまでの間、臨時に、法務府に刑政長官の指揮監督の下に保護局を置き、少年審判所に関する事項、犯罪人の保護に関する事項、司法保護事業に関する事項、仮出獄並びに少年院收容者の退院及び仮退院に関する事項その他司法保護に関する事項に係る事務を掌らせる。

犯罪者予防更生法が施行されるまでの間、恩赦に関する事務は、檢察局においてこれを掌るものとする。

第十七條 当分の間、特に必要があるときは、第十三條の十二に定める職員(檢察廳の職員を除く)のうち、九十人は、檢事をもつてこれに充てることができる。

第二條 裁判所法(昭和二十二年法律第五十九号)の一部を次のように改正する。

第四十二條第二項中「法務廳の各長官」を「法務府の各長官」に、「法務廳事務官又は法務廳教官」を「法務府事務官又は法務府教官」に改める。

第四十二條第二項及び第四十四條第一項第四号中「法務廳事務官又は法務廳教官」を「法務府事務官又は法務府教官」に改める。

第三條 判事補の職權の特例等に関する法律(昭和二十三年法律第四百六号)の一部を次のように改正する。

「法務廳事務官」を「法務府事務官」に改める。
第二條第四項中「法務廳教官」を「法務府教官」に改める。
第四條 檢察審査會法(昭和二十三年

法律第四百七号)の一部を次のように改正する。

第六條第八号中「法務廳官吏」を「法務府の官吏」に改める。
第五條 弁護士法の一部を次のように改正する。

「審査委員会」を「弁護士審査會」に改める。
第六條 司法保護事業法の一部を次のように改正する。

第七條中「司法保護事業委員会」を「司法保護事業審議會」に改める。
附則
1 この法律のうち、法務府設置法第十三條の七の規定は犯罪者予防更生法が施行される日から、その他の規定は昭和二十四年六月一日から施行する。

2 左の政令及び勅令は、廢止する。但し、法律(法律に基く命令を含む)に別段の定めのある場合を除く外、從前の機關及びその職員は、この法律に基く相當の機關及び職員となり、同一性をもつて存続するものとする。

法務府設置法施行令(昭和二十三年政令第三十九号)
法務府研究修所令(昭和二十三年政令第八十号)
刑務官練習所官制(昭和二十二年政令第七十一号)

家事審判制度調査委員会官制(昭和十四年勅令第八十五号)
經濟副則調査委員会官制(昭和十八年勅令第五百二二号)
刑務委員会官制(昭和二十二年政令第三百五五号)

矯正科學審議會令(昭和二十三年政令第三百九十一号)

司法事務局令(昭和二十三年政令第八十一号)
刑務所及び拘置所令(昭和二十三年政令第二百六十八号)
少年院令(昭和二十三年政令第三百九十七号)

少年観護所令(昭和二十三年政令第三百九十八号)
少年鑑別所令(昭和二十三年政令第三百九十九号)
矯正保護管区設置令(昭和二十三年政令第四百号)

前項但書の規定は、職員に適用する法律の適用に影響を及ぼすものではない。

4 この法律施行前における法務廳の各長官、法務廳事務官及び法務廳教官の在職は、裁判所法第四十一條、第四十二條(判事補の職權の特例等)に関する法律第一條第二項において準用する場合を含む)及び第四十四條の規定の適用については、それ七れ法務府の各長官、法務府事務官及び法務府教官の在職とみなす。

5 他の法令中「法務廳」とあるのは「法務府」と、「法制長官」又は「法務調査意見長官」とあるのは「法制意見長官」と、「檢務長官」とあるのは「刑政長官」と、「訟務長官」とあるのは「民事法務長官」と、「法務廳事務官」とあるのは「法務府事務官」と、「法務廳教官」とあるのは「法務府教官」と、「法務廳技官」とあるのは「法務府技官」と読み替へるものとする。

6 他の法令中司法事務局又はその出張所に関する規定は、法務局若しくは地方法務局又はその支局若しくは出張所に関する規定とみなす。

(別表) 四

名	称	位	置
東京	拘置所	東京	東京都葛飾区
大阪	拘置所	大阪	大阪府大阪市
京都	拘置所	京都	京都市
神戸	拘置所	神戸	神戸市
名古屋	拘置所	名古屋	名古屋市
小菅	刑務所	東京	東京都葛飾区
豊多摩	刑務所	浦和	浦和市
府中	刑務所	東京	東京都北多摩郡府中町
横浜	刑務所	横浜	横浜市
千葉	刑務所	千葉	千葉市
宇都宮	刑務所	宇都宮	宇都宮市
栃木	刑務所	栃木	栃木市
前橋	刑務所	前橋	前橋市
静岡	刑務所	静岡	静岡市
甲府	刑務所	甲府	甲府市
長野	刑務所	長野	長野市
新潟	刑務所	新潟	新潟市
大阪	刑務所	堺	堺市
京都	刑務所	京都	京都市
神戸	刑務所	兵庫	兵庫縣明石郡大久保町
滋賀	刑務所	大津	大津市
和歌山	刑務所	和歌山	和歌山市
名古屋	刑務所	名古屋	名古屋市
三重	刑務所	津	津市

岐阜	刑務所	岐阜	岐阜市
金沢	刑務所	金沢	金沢市
富山	刑務所	富山	富山市
廣島	刑務所	廣島	廣島市
山口	刑務所	山口	山口市
岡山	刑務所	岡山	岡山市
鳥取	刑務所	鳥取	鳥取縣氣高郡大正村
松江	刑務所	松江	松江市
福岡	刑務所	福岡	福岡市
小倉	刑務所	小倉	小倉市
北方	刑務所	小倉	小倉市
長崎	刑務所	諫早	諫早市
佐世保	刑務所	佐世保	佐世保市
大分	刑務所	大分	大分市
熊本	刑務所	熊本	熊本市
鹿兒島	刑務所	鹿兒島	鹿兒島市
宮崎	刑務所	宮崎	宮崎市
宮城	刑務所	仙台	仙台市
山形	刑務所	山形	山形市
秋田	刑務所	秋田	秋田市
青森	刑務所	青森	青森縣東津輕郡荒井村
札幌	刑務所	北海道	北海道札幌郡札幌村
旭川	刑務所	旭川	旭川市
帶廣	刑務所	帶廣	帶廣市
網走	刑務所	網走	網走市
高松	刑務所	高松	高松市
徳島	刑務所	徳島	徳島市

高知刑務所	高知市
松山刑務所	松山市
八王子少年刑務所	八王子市
川越少年刑務所	川越市
水戸少年刑務所	茨城縣那珂郡勝田町
松本少年刑務所	松本市
姫路少年刑務所	姫路市
奈良少年刑務所	奈良市
岩國少年刑務所	岩國市
新光學院	山口縣熊毛郡佐賀村
佐賀少年刑務所	佐賀市
盛岡少年刑務所	盛岡市
函館少年刑務所	函館市

(別表)五

名	称	位	置
多摩	少年学院	東京都南多摩郡由井村	
東京	少年学院	東京都澁谷区	
愛光	女子学園	東京都北多摩郡狛江村	
関東	医療少年学院	東京都北多摩郡府中町	
千葉	星華学院	千葉縣香取郡多古町	
茨城	農芸学院	茨城縣稻敷郡奥野村	
榛名	少年学院	群馬縣勢多郡大胡町	
東海	農芸学院	静岡縣安倍郡美和村	
有明	高原寮	長野縣南安曇郡有明村	
新潟	少年学院	新潟縣古志郡栖吉村	
浪速	少年学院	茨木市	

交野	女子学院	大阪府北河内郡交野町
宇治	少年学院	京都府宇治郡宇治町
京都	少年療護院	京都府宇治郡宇治町
神戸	再度山学院	神戸市生田区
加古	川学園	兵庫縣加古郡八幡村
瀬戸	少年学院	瀬戸市
豊ヶ	岡農工学院	愛知縣愛知郡豊明村
廣島	少年学院	廣島縣賀茂郡原村
美保	少年学院	鳥取縣西伯郡大篠津村
福岡	少年学院	福岡市
佐世	保臨海寮	佐世保市
人吉	農芸学院	熊本縣球磨郡木上村
東北	少年学院	福島市
北海	少年学院	北海道千歳郡千歳町
四國	少年学院	香川縣仲多度郡善通寺町
東京	少年觀護所	東京都杉並区
横浜	少年觀護所	横浜市
浦和	少年觀護所	浦和市
千葉	少年觀護所	千葉市
水戸	少年觀護所	水戸市
宇都	宮少年觀護所	宇都宮市
前橋	少年觀護所	前橋市
静岡	少年觀護所	静岡市
甲府	少年觀護所	甲府市
長野	少年觀護所	長野市
新潟	少年觀護所	新潟市
大阪	少年觀護所	大阪市

盛岡少年観護所	山形少年観護所	福島少年観護所	仙台少年観護所	宮崎少年観護所	鹿児島少年観護所	熊本少年観護所	大分少年観護所	長崎少年観護所	佐賀少年観護所	福岡少年観護所	松江少年観護所	鳥取少年観護所	岡山少年観護所	山口少年観護所	広島少年観護所	富山少年観護所	金沢少年観護所	福井少年観護所	岐阜少年観護所	津少年観護所	名古屋少年観護所	和歌山少年観護所	大津少年観護所	奈良少年観護所	神戸少年観護所	京都少年観護所
盛岡市	山形市	福島市	仙台市	宮崎市	鹿児島市	熊本市	大分市	長崎市	佐賀市	福岡市	松江市	鳥取市	岡山市	山口市	広島市	富山市	金沢市	福井市	岐阜市	津市	名古屋市	和歌山市	大津市	奈良市	神戸市	京都市

和歌山少年鑑別所	大津少年鑑別所	奈良少年鑑別所	神戸少年鑑別所	京都少年鑑別所	大阪少年鑑別所	新潟少年鑑別所	長野少年鑑別所	甲府少年鑑別所	静岡少年鑑別所	前橋少年鑑別所	宇都宮少年鑑別所	水戸少年鑑別所	千葉少年鑑別所	浦和少年鑑別所	横浜少年鑑別所	東京少年鑑別所	松山少年観護所	高知少年観護所	徳島少年観護所	高松少年観護所	釧路少年観護所	旭川少年観護所	函館少年観護所	札幌少年観護所	青森少年観護所	秋田少年観護所
和歌山市	大津市	奈良市	神戸市	京都市	大阪市	新潟市	長野市	甲府市	静岡市	前橋市	宇都宮市	水戸市	千葉市	浦和市	横浜市	東京都杉並区	松山市	高知市	徳島市	高松市	釧路市	旭川市	函館市	札幌市	青森市	秋田市

函館少年鑑別所	札幌少年鑑別所	青森少年鑑別所	秋田少年鑑別所	盛岡少年鑑別所	山形少年鑑別所	福島少年鑑別所	仙台少年鑑別所	宮崎少年鑑別所	鹿児島少年鑑別所	熊本少年鑑別所	大分少年鑑別所	長崎少年鑑別所	佐賀少年鑑別所	福岡少年鑑別所	松江少年鑑別所	鳥取少年鑑別所	岡山少年鑑別所	山口少年鑑別所	広島少年鑑別所	富山少年鑑別所	金沢少年鑑別所	福井少年鑑別所	岐阜少年鑑別所	津市少年鑑別所	名古屋少年鑑別所
函館市	札幌市	青森市	秋田市	盛岡市	山形市	福島市	仙台市	宮崎市	鹿児島市	熊本市	大分市	長崎市	佐賀市	福岡市	松江市	鳥取市	岡山市	山口市	広島市	富山市	金沢市	福井市	岐阜市	津市	名古屋市

旭川少年鑑別所	釧路少年鑑別所	高松少年鑑別所	徳島少年鑑別所	高知少年鑑別所	松山少年鑑別所
旭川市	釧路市	高松市	徳島市	高知市	松山市

(別表) 六

管区本部の名称	本部の位置	管区	区域
東京矯正保護管区本部	東京都	東京府	東京府 神奈川縣 埼玉縣 千葉縣 茨城縣 栃木縣 群馬縣 群馬縣 山梨縣 長野縣 新潟縣
大阪矯正保護管区本部	大阪市	大阪府	大阪府 京都府 兵庫縣 奈良縣 滋賀縣 和歌山縣
名古屋矯正保護管区本部	名古屋市	愛知縣	愛知縣 三重縣 岐阜縣 福井縣 石川縣 富山縣
広島矯正保護管区本部	広島市	広島縣	山口縣 岡山縣 鳥取縣 島根縣
福岡矯正保護管区本部	福岡市	福岡縣	佐賀縣 長崎縣 大分縣 熊本縣 鹿兒島縣 宮崎縣
仙台矯正保護管区本部	仙台市	宮城縣	福島縣 山形縣 岩手縣 秋田縣 青森縣
札幌矯正保護管区本部	札幌市	北海道	
高松矯正保護管区本部	高松市	香川縣	徳島縣 高知縣 愛媛縣

○彌田國務大臣 法務廳設置法の一部を改正する法律案の提案理由を御説明申し上げます。
 法務廳には、御承知の通り、現在法務總裁のもとに檢務長官、法制長官、法務調査意見長官、訟務長官及び法務行政長官の五人の長官と法務總裁員局長が置かれてをりまして、その下部機構として合計十六の局と官房があります。すなわち檢務長官の指揮監督のもとに、檢務局及び特別審査局の二つの局が置かれ、法制長官の指揮監督のもとに法制第一局法制第二局法制第三局の三つの局があり、法務調査意見長官の指揮監督のもとに、調査意見第一局、調査意見第二局及び資料統計局の三つの局が置かれ、訟務長官の指揮監督のもとに民事訟務局、税務訟務局及び行政訟務局の三つの局

が配置され、法務行政長官の指揮監督のもとに民事局、人権擁護局、矯正総務局、成人矯正局及び少年矯正局の五つの局が置かれております。そして法務総裁官房は総裁を助けて官房の事務を指揮監督することになつておるのであります。

このたびの改正案におきましては、行政機構簡素化の方針に従ひまして、現在の五長官十六局制を、三長官十一局制に縮小し、かつ國家行政組織法の施行に伴ひまして、法務廳の名称を法務府と改めました。そのほか、いわゆる各種の廳外機関や支分部局等について所要の規定を設けました。以下その要点を申し上げて御審議の御参考に供したいと存じます。

改正案におきましては、法務總裁のもとに、法制意見長官、刑政長官及び民事法務長官の三長官と法務總裁官房長を置き、法務廳が設置されてから今日までの一年有余の経験にかんがみまして、法制意見長官の指揮監督のもとに、法制意見第一局から第四局までの四局を置き、大抵現在の法制長官と法務調査意見長官所屬の各局を統合いたしました。刑政長官の指揮監督のもとに、檢務局、矯正保護局及び特別審査局の三局を配置いたしました。主として、従来の檢察及び行刑關係の事務を同一長官のもとに一括したのでございます。さらに民事法務長官の指揮監督のもとに、民事訴訟局、行政訴訟局、民事局及び人権擁護局の四局を置くことにいたしましたのであります。なお近く犯罪者予防更生法という法律案を國會に提出して御審議を願うつもりにいたしておりますが、この予防更生法が施行になりますまでの間、いわば臨時で

ありますが、保護局を置きまして、いわゆる司法保護に関する各種の事務を処理させることにいたしましたのであります。また官房におきましては、全國の檢察廳、刑務所、少年院、今度できまます法務局及び地方法務局等の會計事務を管掌し、おびただしい事務量に上りますので、特にこのたび経理部を設けることにいたしました。現在は會計課でやつておりますのを経理部といたすことにいたしました。

以上は法務府本府の機構の概要であります。以上が、いわゆる、廳外機関及び地方支分部局等につきましても多少の改正を加えたのであります。現在の司法事務局並びに訟務關係の駐在官制度及び人権擁護關係の駐在官制度をいずれも廃止いたしました。これを法務局及び地方法務局と申す名前のものに改組いたしました。その他は大體において國家行政組織法の施行に伴う法規の整備を主眼としたものであります。

以上をもつて提案理由の大體の御説明を申し上げたつもりであります。何とぞ慎重御審議の上、すみやかに御可決あらんことをお願いいたします。

外務省設置法案
外務省設置法
第一章 総則(第一條―第四條)
第二章 本省
第一節 内部部局(第五條―第十條)
第二節 附屬機關(第十二條―第十四條)
第三節 地方支分部局(第十五條―第十九條)

第三章 在外公館(第二十條―第二十二條)
第四章 職員(第二十三條―第二十四條)
附則
第一章 総則
(一)の法律の目的
第一條 この法律は、外務省の所掌事務の範圍及び権限を明確に定めるとともに、その所掌する行政事務を能率的に遂行するに足る組織を定めることを目的とする。
(設置)
第二條 國家行政組織法(昭和二十三年法律第二十号)第三條第二項の規定に基いて、外務省を設置する。
2 外務省の長は、外務大臣とする。
(外務省の任務)
第三條 外務省は、左に掲げる國の行政事務を一体的に遂行する責任を負う行政機関とする。
一 外交政策の企画立案及びその実施
二 通商航海に関する利益の保護及び増進
三 外交使節及び領事官の派遣及び接見
四 條約その他の國際約束の締結
五 國際機關及び國際會議への参加並びに國際協力の促進
六 外國に関する調査
七 内外事情の報道及び外國との文化交流
八 海外における邦人の保護並びに海外渡航及び移住のあつ旋
九 連合國官憲との連絡及びこれに關連する各行政機關の事務の総合調整
十 前各号に掲げるものの外、對外關係事務の処理及び緘括

(外務省の権限)
第四條 外務省は、この法律に規定する所掌事務を遂行するため、左に掲げる権限を有する。但し、その権限の行使は、條約、確立された國際法規及び法律(法律に基づく命令を含む)に従つてなされなければならない。
一 予算の範圍内、所掌事務の遂行に必要な支出負担行為をすること。
二 収入金を徴収し、所掌事務の遂行に必要な支拂をすること。
三 所掌事務遂行に直接必要な事務所等の施設を設置し、及び管理すること。
四 所掌事務遂行に直接必要な事務用品等を調達すること。
五 不用財産を処分すること。
六 職員に免及及び賞罰を行い、その他職員に人事を管理すること。
七 職員に厚生及び保健のため必要な施設をし、及び管理すること。
八 職員に貸與する宿舎を設置し、及び管理すること。
九 所掌事務に関する文書、調査資料及び統計を頒布し、又は刊行すること。
十 所掌事務の監察を行い、法令の定めるところに従ひ、必要な措置をとること。
十一 外務省の公印を制定すること。
十二 日本國政府を代表して外國政府と交渉し、國際機關及び國際會議に参加すること。
十三 全權委任狀、大使及び公使の信任狀及び解任狀並びに領事及び名譽領事の委任狀を作成してこれを交付すること。
十四 條約その他の國際約束を締結し、解釈し及び実施し、並びに涉外法律事項を処理すること。
十五 通商航海に関する利益を保護し、及び増進するために外國官憲との交渉、商取引のあつ旋等を行うこと。
十六 海外における邦人の生命、身体及び財産を保護するために外國官憲と交渉し、日本人相互及び日本人と外國人との間に生じた民事上の事件に關し和解をさせ、又は仲裁をし並びに身分關係事項の届出を受理し、及び登録すること。
十七 日本人の海外渡航及び移住に關しあつ旋、保護その他必要な措置をとること。
十八 旅券を發給し、及び査証すること。
十九 在日外國人等の待遇に關する事務を行うこと。
二十 日本と外國にわたる身分關係事項その他の事実について日本及び外國の官公署が發給した文書を証明すること。
二十一 外交に關する事項の發表を行うこと。
二十二 外國人及び外國に在住する日本人に対する榮典の授與について推薦をすること。
二十三 外務省所管の社団法人又は財団法人の許可を行ふこと。

第十四 外國の外交使節の全權委任狀、外國の大使及び公使の信任狀及び解任狀並びに外國の領事及び名譽領事の委任狀を受領し、並びに外國の領事の認可狀を作成してこれを交付すること。
第十五 條約その他の國際約束を締結し、解釈し及び実施し、並びに涉外法律事項を処理すること。
十六 通商航海に関する利益を保護し、及び増進するために外國官憲との交渉、商取引のあつ旋等を行うこと。
十七 海外における邦人の生命、身体及び財産を保護するために外國官憲と交渉し、日本人相互及び日本人と外國人との間に生じた民事上の事件に關し和解をさせ、又は仲裁をし並びに身分關係事項の届出を受理し、及び登録すること。
十八 日本人の海外渡航及び移住に關しあつ旋、保護その他必要な措置をとること。
十九 旅券を發給し、及び査証すること。
二十 在日外國人等の待遇に關する事務を行うこと。
二十一 日本と外國にわたる身分關係事項その他の事実について日本及び外國の官公署が發給した文書を証明すること。
二十二 外交に關する事項の發表を行うこと。
二十三 外國人及び外國に在住する日本人に対する榮典の授與について推薦をすること。
二十四 外務省所管の社団法人又は財団法人の許可を行ふこと。

第十四 外國の外交使節の全權委任狀、外國の大使及び公使の信任狀及び解任狀並びに外國の領事及び名譽領事の委任狀を受領し、並びに外國の領事の認可狀を作成してこれを交付すること。
第十五 條約その他の國際約束を締結し、解釈し及び実施し、並びに涉外法律事項を処理すること。
十六 通商航海に関する利益を保護し、及び増進するために外國官憲との交渉、商取引のあつ旋等を行うこと。
十七 海外における邦人の生命、身体及び財産を保護するために外國官憲と交渉し、日本人相互及び日本人と外國人との間に生じた民事上の事件に關し和解をさせ、又は仲裁をし並びに身分關係事項の届出を受理し、及び登録すること。
十八 日本人の海外渡航及び移住に關しあつ旋、保護その他必要な措置をとること。
十九 旅券を發給し、及び査証すること。
二十 在日外國人等の待遇に關する事務を行うこと。
二十一 日本と外國にわたる身分關係事項その他の事実について日本及び外國の官公署が發給した文書を証明すること。
二十二 外交に關する事項の發表を行うこと。
二十三 外國人及び外國に在住する日本人に対する榮典の授與について推薦をすること。
二十四 外務省所管の社団法人又は財団法人の許可を行ふこと。

第十四 外國の外交使節の全權委任狀、外國の大使及び公使の信任狀及び解任狀並びに外國の領事及び名譽領事の委任狀を受領し、並びに外國の領事の認可狀を作成してこれを交付すること。
第十五 條約その他の國際約束を締結し、解釈し及び実施し、並びに涉外法律事項を処理すること。
十六 通商航海に関する利益を保護し、及び増進するために外國官憲との交渉、商取引のあつ旋等を行うこと。
十七 海外における邦人の生命、身体及び財産を保護するために外國官憲と交渉し、日本人相互及び日本人と外國人との間に生じた民事上の事件に關し和解をさせ、又は仲裁をし並びに身分關係事項の届出を受理し、及び登録すること。
十八 日本人の海外渡航及び移住に關しあつ旋、保護その他必要な措置をとること。
十九 旅券を發給し、及び査証すること。
二十 在日外國人等の待遇に關する事務を行うこと。
二十一 日本と外國にわたる身分關係事項その他の事実について日本及び外國の官公署が發給した文書を証明すること。
二十二 外交に關する事項の發表を行うこと。
二十三 外國人及び外國に在住する日本人に対する榮典の授與について推薦をすること。
二十四 外務省所管の社団法人又は財団法人の許可を行ふこと。

二十五 朝鮮、台灣、樺太、関東州、南洋群島その他の地域における日本の公私の財産及び負債並びに企業その他の諸施設の整理につき必要な措置をとること。

二十六 邦人の引揚に關する事務を行うこと。

二十七 國又は公共團體の機關に對して、所掌事務の遂行に必要な調査、報告及び資料の提出を求めること。

二十八 前各号に掲げるものの外、法律（法律に基づく命令を含む。）に基き外務省に屬せしめられた権限及び條約の実施及び確立された國際法規の履行のために必要な権限。

第二章 本省

第一節 内部部局

第五條 本省に、大臣官房及び左の五局を置く。

政務局
條約局
調査局
管理局
連絡局

2 政務局に、情報部を置く。

第六條 大臣官房においては、外務省の所掌事務に關し、左の事務をつかさどる。

一 機密に關すること。

二 職員の職階、任免、分限、懲戒、服務その他の人事並びに教養及び訓練に關すること。

三 大臣の官印及び省印を管掌すること。

四 文書の証明を行うこと。

五 公文書（但し、連合國官憲との往復文書を除く。）及び電信を接受し、發送し、編集し、及び保存すること。

六 條約書その他の外交文書を保管すること。

七 外交史料を編さんすること。

八 翻譯を行うこと。

九 經費及び収入の予算、決算及び會計並びに會計の監査に關すること。

十 行政財産及び物品を管理すること。

十一 職員の衛生、医療その他の福利厚生に關すること。

十二 圖書を保管し、及び統計を作成すること。

十三 外交使節及び領事官の派遣及び接受その他儀典に關すること。

十四 外國人に對して榮典を授與すること及び外國勳章又は外國記章を日本人が受領することに關し、あつたてを行うこと。

(政務局の事務)

第七條 政務局においては、左の事務をつかさどる。

一 外國に關する政務を處理すること。

二 通商航海に關する利益を保護し、及び増進すること。

三 國際經濟機關との協力及び通商航海條約その他の通商經濟上の協定に關すること。

四 國際經濟事情の調査並びに國際經濟に關する統計の作成及び資料の収集を行うこと。

五 各國との文化交流及び國際文化機關との協力に關すること。

六 内外新聞通信及び報道並びに國際事情に關する知識の普及に關すること。

七 連合國による日本の占領及び管理に關する文書及び記録の収集及び研究を行うこと。

八 法令案の審査を行うこと。

九 所管行政の考査を行うこと。

十 所管行政に關する総合調整を行うこと。

十一 前各号に掲げるものの外、外務省の所掌事務で他局及び他の機關の所掌に屬しない事務に關すること。

2 情報部においては、前項第五号及び第六号に掲げる事務をつかさどる。

(條約局の事務)

第八條 條約局においては、左の事務をつかさどる。

一 條約その他の國際約束の締結に關すること。

二 國際法及び涉外法律事項に關すること。

三 國際機關及び國際會議への参加並びに國際行政に關すること。

(調査局の事務)

第九條 調査局においては、左の事務をつかさどる。

一 國際關係の動向及び國際機關の活動に關する調査研究を行うこと。

二 各國の政治、經濟及び外交に關する調査研究を行うこと。

三 前二号に規定する事項について資料の収集及び整理を行うこと。

(管理局の事務)

第十條 管理局においては、左の事務をつかさどる。

一 海外における邦人の生命、身体及び財産の保護並びに身分關係事項に關すること。

二 海外渡航及び移住に關すること。

三 旅券の發給及び査証に關すること。

四 在日外國人等の待遇及び送出しに關すること。

五 朝鮮、台灣、樺太、関東州、南洋群島その他の地域に關する整理事務を行うこと。

六 前号に規定する地域における日本の公私の財産、負債及び企業（閉鎖機關を含む。）に關すること。

七 邦人の引揚に關すること。

(連絡局の事務)

第十一條 連絡局においては、左の事務をつかさどる。

一 連合國官憲との文書の往復その他連絡に關すること。

二 連合國官憲との連絡に關する各行政機關の事務の調整に關すること。

三 連合國官憲の要求に基き調査及び報告に關すること。

四 連合國の行方軍事裁判に關すること。

五 連絡調整事務局に關すること。

第二節 附屬機關

第十二條 本省に、左の附屬機關を置く。

外務省研修所
中央連絡協議會
外務省研修所
外務省研修所

第十三條 外務省研修所は、外務省の職員に對して、外交官又は領事官として職務を行うに必要な訓練を行う機關とする。

第十四條 外務省研修所は、東京都に置く。

第十五條 外務省研修所に、所長を置く。

4 所長は、所務を掌理する。

5 前各号に規定するものを除く外、外務省研修所に關し必要な事項は、外務省令で定める。

(中央連絡協議會)

第十四條 中央連絡協議會は、連合國官憲との連絡に關する各行政機關の事務の緊密な連絡を図るために關係行政機關が協議する機關とする。

2 中央連絡協議會の組織、所掌事務及び委員その他の職員については、政令で定める。

第三節 地方支分部局

第十五條 本省に、地方支分部局として、連絡調整事務局を置く。

(所掌事務)

第十六條 連絡調整事務局は、本省の所掌事務のうち、左に掲げる事務を分掌する。

一 第十一條第一号から第四号までの事務

二 連合國による日本の占領及び管理に關する文書及び記録の収集に關すること。

三 引揚に關する調査及び旅券に關すること。

四 國際事情に關する知識の普及に關すること。

2 連絡調整事務局は、前項に掲げる事務の外、賠償の所掌に屬する事務を分掌する。

3 連絡調整事務局の長は、前項に掲げる事務につき賠償廳長官の指揮監督を受ける。

(名称、位置及び管轄區域)

第十七條 連絡調整事務局の名称及び位置は、左の通りとし、その管轄區域は、各連絡調整事務局に對應する

連合國官憲の管轄区域によることを例とする。

名	称	位置
横浜	連絡調整事務局	横浜市
札幌	連絡調整事務局	札幌市
仙台	連絡調整事務局	仙台市
横須賀	連絡調整事務局	横須賀市
名古屋	連絡調整事務局	名古屋市
京都	連絡調整事務局	京都市
大阪	連絡調整事務局	大阪市
神戸	連絡調整事務局	神戸市
呉	連絡調整事務局	呉市
高松	連絡調整事務局	高松市
福岡	連絡調整事務局	福岡市

(内部部局)
第十八條 連絡調整事務局に、必要に應じて、外務省令で定めるところにより、三部以内の部を置くことが出来る。

(附屬機關)
第十九條 連絡調整事務局に、その附屬機關として地方連絡協議会を置くことができる。

2 地方連絡協議会は、各連絡調整事務局に對應する連合國官憲との連絡に關する各行政機關の事務の緊密な連絡を圖るため關係行政機關が協議する機關とする。

3 前項に掲げる附屬機關の組織、所掌事務及び委員その他の職員については、政令で定める。

第三章 在外公館
(在外公館)

第二十條 在外公館は、外務大臣の管理に屬し、外國において本省の所掌事務を行い、且つ、條約、確立された國際法規及び法律(法律に基く命令を含む。)に従つて、在外公館に屬する権限を行使する。

第二十一條 特命全權大使及び特命全權公使の任免については、天皇の詔証を要するものとする。

第二十二條 前二條に規定するもの外、在外公館に關しては、法律又は政令に別段の定めのある場合を除く外、當分の間、従前の法令の定めるところによる。

第四章 職員

(職員)
第二十三條 外務省に置かれる職員は、任免、昇任、懲戒その他人事管理に關する事項については、國家公務員法(昭和二十二年法律第百二十号)の定めるところによる。

(定員)
第二十四條 外務省に置かれる職員は、別に法律で定める。

附則

1 この法律は、昭和二十四年六月一日から施行する。

2 左の法令は、廃止する。但し、法律(法律に基く命令を含む。)に別段の定めのある場合を除く外、従前の機關及び職員は、この法律に基く相當の機關及び職員となり、同一性をもつて存続するものとする。

外務省官制(明治三十一年勅令第百五十八号)

臨時外務省に外交顧問を置くの件(昭和十三年勅令第六百三十二号)
連絡調整事務局臨時設置法(昭和二十三年法律第四号)

連絡調整事務局臨時設置法施行令(昭和二十三年政令第二十二号)
3 前項但書の規定は、職員(定員に關する法律の適用に影響を及ぼすものではない。

○大野(勝)政府委員 たいま議題となつております外務省設置法案に關して、提案の理由並びにその要点を御説明申し上げたいと思ひます。

お手元に配つてあります外務省設置法案でござらんように、これは第四章二十四條並びに附則から成立つておるものであります。行政機構といつたしましては、從來官房のほか、總務局、條約局、調査局、管理局、情報部、特別資料部、特殊財産局、外務官史研修所といふふうな、一官房七局一所からなつておつたのであります。これを著しく縮小いたしまして、一官房、政務局、條約局、調査局、管理局、それに新たに連絡調整中央事務局を縮小整備いたしました。連絡局の名稱のもとに内局としてこれを併合することにしたのであります。そのほか外務官史研修所は從來通り附屬機關としてつけてある次第であります。新しい機構といつたしましては、總務局が政務局と改稱いたされまして、從來の特別資料部が縮小されて吸収されるほか、從來情報部として独立しておりましたものが、政務局の中に附置される部として吸収されておる形になつたのであります。なお特殊財産局に關しましては、賠償債に併合いたしまして、總經理の外局としての一部をなすことになつておる次第であります。このほか附屬機關といつたしましては、中央連絡協議会といふものが附置されておるわけでありまして、通観いたしますると、対

外關係の事項を處理するに、必須にしかつ恒久的な事務を取扱う部局を、外務省の本格的部局として新しい機構に取入れておるのであります。比較的暫定的な任務に關しましては、なるべくこれを縮小する方針と、また他の適當なる他官廳の部局にこれを統合させるといふ方針をもつて、行政機構の刷新をはかつておる次第であります。

以上が本省における機構であります。地方支分部局に關しましては、終戰連絡調整中央事務局の地方部局といつたしまして各地方に多数の支局を持つておつたのであります。これを整備いたしました。十一の連絡調整事務局を地方に置くことに縮小いたした次第でございます。

本法案におきまして在外公館に關する規定を置いておるのであります。御承知の通り、ただいまのところ正常な對外關係が回復いたしておりませんので問題にならないのであります。外務省設置法案全体を通じて、恒久的な、正常な對外關係が回復されたあかつきにおきまして、この法律をもつて大體處理し得るといふ目的をもちまして、作成してある次第であります。

内容的に申しますと、お手元に配つてあります設置法の中の第三條に、外務省が國の行政事務を一体的に遂行するために負うべき任務を掲げておるのであります。これに關しましてよく概要御説明申し上げたいと思ひます。

第一の、外交政策の企画立案及びその実施に關しましては、外務省はその主管として内閣を補佐し、また内閣の方針に従つてこれが実施に當る趣旨

であります。第二の通商航海に關する利益の保護及び推進に關しましては、外國における日本人の産業及び商事の保護、海外における船舶の保護等、通商貿易の發展助長がこれに該當するのであります。對外關係復活のあかつきにおきましては、本省及び在外公館の最も重要な職分となるのであります。

第三並びに第四に關しましては、外交使節及び領事官の派遣及び接受、條約その他の國際約束の締結であります。これは傳統的な外務省の任務であります。

第五の國際機關及び國際會議への参加並びに國際協力の促進であります。國際機關と申しますのは、國際連合及び國際經濟機構、ユネスコ等、すべての國際常設機關を意味しておるのであります。また國際協力の促進と申しますのは、一般的國際協力のほか、國際郵便、度量衡、飲業所有權ある協力事項をも含んでおります。これらの任務を遂行するにあたりまして、他の關係各省と密接なる連絡を保つことはもちろんであります。對外的には外務省において統一的に處理する必要がある、そういう趣旨であります。

第六の外國に關する調査であります。これは外務省當然の職責でありまして、特に説明を要しない点であります。

第七の内外事情の報道及び外國との文化交流であります。これは國際情勢並びに外交問題に關する正確な知識を一般國民に知らせ、啓蒙することも、他面日本の國內事情を諸外國に提

供するほか、ユネスコを通じ、または外国との個別的な文化提携によりまして、あらゆる分野にわたる文化交流を促進して、諸外国との理解を増進することによつて、平和國家としての信用を確保するための、外務省として担当する任務を規定したものであります。

第八の海外における邦人の保護並びに海外渡航及び移住のあつせんであり、これは在外邦人の身分上、財産上の利益の保護及び海外渡航並びに移住に関するあつせん、奨励に関する任務でありまして、ことに移住に關しましては、將來のことであり、外務省といたしましては大いに力を入れなければならぬと存じておるのであります。

第九の連合國官憲との連絡及びこれに關連する各行政機關の事務の総合調整であります。これは連合國との連絡上、關係各行政機關の総合調整をはかりまして、日本政府としての一貫した性格を維持する任務をここに掲げたのであります。

以上述べましたところに明白に掲げられていない事項に關しても、外務省の本來の職能にかんがみまして、國際關係事務の総合調整は、當然外務省の所掌であることを念のために書きました。第十として「前各号に掲げるものの外、對外關係事務の處理及び總括」に關する事務といたしてもつてカバーされておる次第であります。もちろん國內官廳の専門的事項について、すべて外務省が對外的にみずからその補に當るといふことは不可能なことであります。國際的に關係する事項につきましては、わが國として統一した

政策と方針のもとに行動いたしませんと、不慮の損失を招いたり、國際信用を失墜することが間々ありますので、外務省といたしましては對外關係事項につきましては、少くともまど口となつて、総合調整を行う必要があるという趣旨を明らかにした次第であります。

爾余の條目につきましては、ただいま暫く申し上げました十のフアクションを具体化してある次第でありまして、こまかい点は他日そのとき／＼にあたりまして詳細に御説明申し上げます。何とぞ御審議の上、すみやかに御可決あらんことをお願い申し上げます。

○廣瀨委員長 次は國家行政組織法の一部を改正する法律案、行政管理廳長官、本多國務大臣。

國家行政組織法の一部を改正する法律

國家行政組織法の一部を改正する法律

國家行政組織法（昭和二十三年法律第二百十号）の一部を次のように改正する。

第七條中第四項を第五項とし、第三項中「前二項」を「前三項」に改め、同項を第四項とし、第二項を第三項とする。

同條第一項の次に次の一項を加える。

2 特に必要がある場合においては、前項の内部部局の外、官房及び局に部を置くことができる。

第十七條 各省に次官一人を置く。

2 次官は、大臣を助け、省務を整理

し、各部局及び機關の事務を監督する。第十八條第一項中「秘書官二人」を「秘書官三人」に改める。

附則
この法律は、公布の日から施行する。

○本田國務大臣 ただいま提案になりました國家行政組織法の一部を改正する法律案の提案理由について御説明いたします。

今回の國家行政組織法の改正の要点は次の二点であります。その第一点は、各行政機關における事務の遂行に便ならしめるため、官房及び局に部を置くことができるようにいたしましたことであります。すなわち、現行の國家行政組織法におきましては、總理府、法務府及び各省には、官房、局及び課を置き、外局たる各廳及び委員会の事務局には、官房、部及び課を置くことと定められておるのであります。しかるに、御承知のごとく政府は今回行政機構の全面的改革と人員の整理を行うことになりました。各省廳の機構を全面的に詳細に検討し、部局の整理統合により、簡素にして能率的な機構に再編成を行い、その結果に基き各省等の設置法案を目下相次いで國會に提出中であります。この各省等の機構の再編成にあたりまして、官房及び局に、特に必要がある場合には、課の上に部を置くこととする。各省等の行政事務の統合化と能率化のために必要であるとの結論に達したのであります。従つて、各省等の設置法の基盤たる國家行政組織法の第七條を改正して、特に必要がある場合においては、官房及び局に部を置くことができることと

したのであります。もつとも部の濫設は、行政機構の複雑化を招くおそれがあるとも考えられますので、目下提案中の各省等の設置法案におきまして、部の設置は直に必要やむを得ないものに限つておるのであります。

次に、第二点は、國家公務員法との關係におきまして、國家行政組織法に所定の改正を加えようとするものであります。その一は、各省の次官に關してであります。御承知のごとく改正前の國家公務員法におきましては、各省次官は特別職と定められていたものでありまして、これに基き國家行政組織法第十七條は、各省次官を特別職とし、これにいわゆる政務官的な権限をも與え、なお國會法第三十九條においても、各省次官に國會議員との兼職を認めることとしたのであります。しかるに第三國會における國家公務員法の改正によりまして、各省次官は、特別職とはせられないこととなりましたので、これに應じてこれを一般職とし、その権限ももつぱら各省の事務の總括に當ることとする必要があるものであります。今回の第十七條の改正は、この必要に基き、各省次官の地位権限を明らかにしたものであります。しこうして政務的な権限は現在臨時的に設置されておりますところの政務次官の制度を恒久化し、政務次官にこれを行わしめることが最も適當な方法であると信じております。現在の政務次官の臨時設置に關する法律の恒久化のための法律案は、國會の例において、議員提出法案として目下準備しておられることと承知いたしておきます。

その二は國家公務員法におきましては、内閣總理大臣秘書官は三人以内

くことができることとなつておるのであります。また、内閣總理大臣の職務の遂行のためには、最小限度三人の専任秘書官を必要とすると考えられます。従つて國家行政組織法の第十八條におきましては、二人とありますのを、三人と改めることといたしました。

以上が本法律案の内容であります。行政機構の合理化、能率化と、國家公務員法との関連におきまして、いづれも必要なる改正であります。何とぞ慎重御審議の上、すみやかに可決せられんことを願います。

○廣瀨委員長 次は厚生省設置法案について厚生政務次官、互政府委員の説明を求めます。

厚生省設置法案

第一章 總則（第一條—第五條）

第二章 本省

第一節 内部部局（第六條—第十四條）

第二節 附屬機關（第十五條—第二十九條）

第三節 地方支分部局（第三十條—第三十六條）

第一款 駐在防疫官事務所（第三十一條—第三十三條）

第二款 醫務出張所（第三十四條—第三十六條）

第三章 外局（第三十七條—第三十八條）

第四章 職員（第三十九條—第四十條）

三十九 雷科衛生士の試験を行うこと。

四十 医療監視員をして、病院、診療所若しくは助産所につき、立入検査させること。

四十一 都道府縣、市町村その他厚生大臣の定める者に対し、病院又は診療所の設置を命じ、その開設者又は管理者に対して、医療法（昭和二十三年法律第二百五号）の定めるところにより、必要な事項を命ずること。

四十二 薬剤師の免許及び登録を行い、並びに免許の取消又は業務の停止を命ずること。

四十三 医薬品、用具又は化粧品製造業者及び輸入販賣業者の登録を行い、並びに登録の取消又は業務の停止を命ずること。

四十四 薬事審議会の提出する原案に基づいて、公定書を発行し、公布すること。

四十五 医薬品の製造業者が、公定書に收められていない医薬品を製造しようとするとき、又は用具の製造業者が、用具を製造しようとするとき、品目ごとにその製造を許可すること。

四十六 医薬品、医療用具その他の衛生用品及びこれらの生産資材の製造を行うこと。

四十七 薬事監視員をして、必要な立入検査を行わせ、必要な場合において試験用物品を収去させること。

四十八 麻薬及び大麻（カンナビス、サテイバ・エル）の取扱者の免許及び登録を行い、並びに免許の取消及び登録のまつ消を行うこと。

四十九 毒物及び劇物を指定すること。

五十 生物学的製剤、抗菌性物質製剤その他特定の医薬品の規格を定め、及びこれらの検定を行うこと。

五十一 都道府縣又は政令で定める市に対して、社会事業の経営を命ずること。

五十二 都道府縣知事の行う災害救助につき、他の都道府縣知事に対して應援をなすべきことを命ずること。

五十三 地域又は職域が都道府縣又は特別市の区域を越える消費生活協同組合及び消費生活協同組合連合会の設立を認可すること。

五十四 民生委員及び児童委員を委嘱し、その定数及び指導訓練の基準を定めること。

五十五 児童福祉施設の設備及び運営につき、最低基準を定めること。

五十六 政府の管掌する健康保険及び船員保険に關し、療養に要する費用を定め、診療契約を締結すること。

五十七 健康保険組合及び健康保険組合連合会の設立、規約、保険料率又は予算を認可し、これらに対し事実に関する報告をさせ、事業及び財産の状況を検査し、規約の変更を命じ、その他監督上必要な処分をなすこと。

五十八 社会保険診療報酬支拂基金の予算を認可し、その事業又は財産の状況に關し報告をさせ、又は当該官吏にその業務又は財産の状況若しくは帳簿書類その他の物件

を検査させること。

五十九 國民健康保険を行う市町村（特別区を含む）、國民健康保険組合、國民健康保険を行う社団法人及び國民健康保険団体連合会に対して、その事業及び財産に關し報告をさせ、その状況を検査し、條例、規約又は規定の変更を命じ、その他監督上必要な命令又は処分をなすこと。

六十 國民健康保険の診療報酬の標準額を定めること。

六十一 政府の管掌する健康保険又は厚生年金保険若しくは船員保険の保険料を徴収すること。

六十二 前各号に掲げるものの外、法律（法律に基く命令を含む）に基き厚生省に屬せしめられた権限。

第二章 本省

第一節 内部部局

第六條 本省に、大臣官房及び左の六局を置く。

公衆衛生局

医療局

薬局

社会局

児童局

保険局

2 大臣官房に統計調査部を、公衆衛生局に國立公園部及び環境衛生部を置く。

(特別な職)

第七條 医务局に次長一人を置く。

(大臣官房の事務)

第八條 大臣官房においては、厚生省の所掌事務に關し、左の事務をつかさどる。

一 機密に關すること。

二 職員の職階、任免、分限、懲戒、服務その他の人事並びに教養及び訓練に關すること。

三 大臣の官印及び省印を管掌すること。

四 公文書類を接受し、発送し、編集し、及び保存すること。

五 経費及び収入の予算、決算及び会計並びに会計の監査に關すること。

六 行政財産及び物品を管理すること。

七 職員の衛生、医療その他福利厚生に關すること。

八 行政の考査を行うこと。

九 渉外事務に關すること。

十 こう報に關すること。

十一 法令案の審査その他総合調整に關すること。

十二 所管行政に關する物資の総合調整を行うこと。

十三 所管行政に關する調査一般に關すること。

十四 人口動態統計その他厚生省の所管行政に必要な統計について、企画、普及、資料の収集、保管、製表、解析及び編さんを行うこと。

十五 前各号に掲げるものの外、厚生省の所掌事務で他局及び他の機関の所掌に屬さない事務に關すること。

2 統計調査部は、前項第十三号及び第十四号に掲げる事務をつかさどる。

(公衆衛生局の事務)

第九條 公衆衛生局においては、左の事務をつかさどる。

一 國民の健康増進及び資質の向上に關し、企画し、実施すること。

二 國民厚生運動の普及を奨励すること。

三 國民の栄養状態の調査を行い、その改善向上を図ること。

四 栄養士の身分及び業務について、監督を行うこと。

五 疾病にかかつている者の栄養食品の確保及び調理の指導を行うこと。

六 保健所の設置及び運営を指導監督すること。

七 衛生教育に關すること。

八 傳染病、精神病、地方病その他特殊の疾病について傳はん及び發生の防止、予防治療施設の拡充等予防業務の指導監督を行うこと。

但し、他局の主管に屬するものを除く。

九 疾病予防の試験、検査及び研究を指導すること。

十 海港及び空港における検疫に關すること。

十一 國立公園を保護し、國立公園計画を定め、國立公園事業を行うこと。

十二 國立公園及び温泉に關する観光事業を指導育成し、これらに關する利用施設の整備改善を図ること。

十三 皇居外苑、京都御苑及び新宿御苑を維持管理すること。

十四 景勝地及び休養地に關し、國民厚生のため調査を行い、これらの普及発達及び利用の増進を図ること。

十五 國民の厚生のため公園（都市計画上の公園を除く）に關し、

調査を行い、その整備改善を図ること。

十六 温泉を保護し、その利用の適正を図ること。

十七 旅館、興行場、公衆浴場、理容所等を多数集合する場所の衛生の向上を図ること。

十八 建築物衛生及び清掃衛生の改善及び向上を図ること。

十九 ねずみ、こん虫等の駆除、へい黙処理場等の指導監督その他環境衛生の改善及び向上を図ること。

二十 飲食に起因する衛生上の危害の発生を防止すること。

二十一 と場、と畜及び犬の狂犬病の予防に關すること。

二十二 販賣の用に供する食品、添加物、器具又は容器包装の取締を行うこと。

二十三 水道及び下水道に關すること。

二十四 墓地、埋葬、火葬等に關すること。

二十五 前各号に掲げるものの外、公衆衛生の向上及び増進に關すること。但し、他局の主管に屬するものを除く。

2 国立公園部は、前項第十一号から第十六号までに掲げる事務をつかさどる。

3 環境衛生部は、第一項第十七号から第二十四号までに掲げる事務をつかさどる。

(業務局の事務)

第十條 業務局においては、左の事務をつかさどる。

一 医師及び歯科医師の身分及び業務について、指導監督を行うこと。

二 医療の指導及び監督を行うこと。

三 保健婦、助産婦、看護婦、歯科衛生士その他医療関係者の身分及び業務について、指導監督を行うこと。

四 あん摩師、はり師、きゆう師、柔道整復師等の身分及び業務について、指導監督を行うこと。

五 日本医療團の清算の指導を行うこと。

六 医療機関の整備改善を図ること。

七 医療の普及及び向上を図ること。

八 国立病院及び国立療養所に關すること。

九 国立病院特別会計の經理を行うこと。

(業務局の事務)

第十二條 業務局においては、左の事務をつかさどる。

一 医薬品、医療用用具その他衛生用品の生産配給、販賣等に關する業務の指導、奨励、監督及び調整を行うこと。

二 薬剤師の身分及び業務について、指導監督を行うこと。

三 医薬品、用具又は化粧品品の製造業者及び輸入販賣業者に關すること。

四 藥事法(昭和二十三年法律第九十七号)に規定する不良又は不正表示医薬品、用具及び化粧品品の取締を行うこと。

五 医薬品、用具及び化粧品品の試験、検査及び研究を指導すること。

六 生物学的製剤、抗菌性物質製剤及び特定の医薬品の検定に關すること。

七 毒物、劇物、麻薬及び大麻の取締を行うこと。

八 前各号に掲げるものの外、藥事に關する法律を施行すること。

(社会局の事務)

第十二條 社会局においては、左の事務をつかさどる。

一 社会事業の助長及び監督を行うこと。

二 社会事業の調査研究を行うこと。
三 民生委員の指導及び監督を行うこと。
四 社会事業関係職員の教養訓練を行うこと。
五 生活困窮者その他保護を要する者に対して必要な保護を行うこと。
六 災害者の應急救助を行うこと。
七 身体障害者の保護更生事業を実施し、その助長及び監督を行うこと。
八 消費生活協同組合の助長及び監督を行うこと。
九 公益質屋その他社会福利施設の助長及び監督を行うこと。
十 災害者の救助及び保護を要する者の保護に必要な物資に關すること。
十一 前各号に掲げるものの外、國民生活の保護及び指導に關すること。但し、他局の主管に屬するものを除く。

(児童局の事務)

第十三條 児童局においては、左の事務をつかさどる。

一 児童福祉司及び児童委員を指導すること。
二 児童及び妊産婦の保健の向上を図ること。
三 妊産婦、乳幼児に特殊な疾病の予防及び療養の改善を図ること。
四 児童の福祉のための文化の向上を図ること。
五 児童の保育、養護、教護その他児童の保護を図ること。
六 保護を要する母子の保護を図ること。
七 児童の不良化を防止すること。
八 里親を指導すること。
九 児童の心身の育成發達を指導すること。
十 児童相談所、児童福祉施設及び児童福祉施設の職員を養成する施設の設備及び運営につき、指導監督すること。
十一 児童相談所及び児童福祉施設の職員を養成及び指導すること。
十二 前各号に掲げるものの外、児童及び妊産婦その他母性の福祉を關すること。但し、他局の主管に屬するものを除く。

(保険局の事務)

第十四條 保険局においては、左の事務をつかさどる。

一 政府の管掌する健康保険事業を行うこと。
二 健康保険組合及び健康保険組合連合会を指導監督すること。
三 厚生年金保険事業を行うこと。
四 船員保険事業を行うこと。
五 國民健康保険を行ふ市町村(特別区を含む)及び國民健康保険を行ふ社団法人の國民健康保険事業並びに國民健康保険組合及び國民健康保険團體連合会を指導監督すること。
六 社会保険診療報酬支拂基金を指導監督すること。
七 厚生保険特別会計の經理を行うこと。
八 船員保険特別会計の經理を行うこと。
九 社会保険制度の調整を図ること。
十 社会保障の向上及び増進に關し、調査研究を行うこと。

第二節 附屬機関

第十五條 第二十九條に規定するものの外、本省に左の附屬機関を置く。

人口問題研究所
国立公衆衛生院
国立栄養研究所
国立予防衛生研究所
検疫所
国立病院
国立療養所
病院管理研修所
国立衛生試験所
国立光明寮
国立身体障害者更生指導所
国立教護院
国立健康保険振養所
(人口問題研究所)
第十六條 人口問題研究所は、人口問題に關する調査研究をつかさどる機関とする。
2 人口問題研究所は、東京都に置く。
3 人口問題研究所の内部組織は、厚生省令で定める。
(国立公衆衛生院)
第十七條 国立公衆衛生院は、公衆衛

生技術者の養成訓練並びにこれに対する公衆衛生に関する学理の應用の調査研究をつかさどる機関とする。

2 国立公衆衛生院は、東京都に置く。

3 国立公衆衛生院の内部組織は、厚生省令で定める。

(国立栄養研究所)
第十八條 国立栄養研究所は、國民の栄養その他食生活の調査研究をつかさどる機関とする。

2 国立栄養研究所は、東京都に置く。

3 国立栄養研究所の内部組織は、厚生省令で定める。

(国立予防衛生研究所)
第十九條 国立予防衛生研究所は、傳染病その他の特定疾病及び食品衛生に關し、左に掲げる事務をつかさどる機関とする。

一 病原及び病因の検査並びに予防治療方法の研究及び講習を行うこと。

二 予防、治療及び診断に関する生物学的製剤、抗菌性物質、消毒材料等の検査、検定及び試験的製造を行うこと。

三 ヘストワクテンその他使用されることが稀で、その製造が技術上困難なワクチン及び血清の製造を行うこと。

四 食品衛生に關し、細菌学的及び生物学的試験検査を行うこと。
五 その他予防衛生に關し、科学的調査研究を行うこと。
六 予防衛生に關する試験研究の総合調査を行うこと。
2 国立予防衛生研究所は、東京都に置く。

3 国立予防衛生研究所の内部組織は、厚生省令で定める。

4 厚生大臣は、国立予防衛生研究所の事務を分掌させるため、所要の地に国立予防衛生研究所の支所を設けることができる。その名称、位置及び内部組織は、厚生省令で定める。

(検査所)
第二十條 検査所は、海港及び空港における検査及び防疫を行う機関とする。

2 検査所の名称、位置及び内部組織は、厚生省令で定める。

(国立病院)
第二十一條 国立病院は、医療を行うい、あわせて医療の向上に寄與する機関とする。

2 国立病院の名称、位置及び内部組織は、厚生省令で定める。

3 厚生大臣は、必要があると認めるときは、所要の地に国立病院の分院又は診療所を設けることができる。その名称、位置及び内部組織は、厚生省令で定める。

4 国立病院又は分院若しくは診療所は、厚生省令の定めるところにより、その業務に差支えない限り、その建物の一部、設備、器械及び器具を、当該国立病院、分院又は診療所に勤務しない医師又は歯科医師の診療又は研究のために利用させることができる。

5 国立病院に、看護婦及び助産婦の養成所を附置することができる。養成所に關し必要な事項は、厚生省令で定める。

(国立療養所)
第二十二條 国立療養所は、特殊の療

養を要する者に対して、医療を行い、あわせて医療の向上に寄與する機関とする。

2 国立療養所の名称、位置及び内部組織は、厚生省令で定める。

3 厚生大臣は、必要があると認めるときは、所要の地に国立療養所の分院又は診療所を設けることができる。その名称、位置及び内部組織は、厚生省令で定める。

4 前條第四項の規定は、国立療養所又は分院若しくは診療所に準用する。

5 国立療養所に、看護婦の養成所を附置することができる。養成所に關し必要な事項は、厚生省令で定める。

(病院管理研究所)
第二十三條 病院管理研究所は、病院管理に關し調査研究及び研修をつかさどる機関とする。

2 病院管理研究所は、東京都に置く。

3 病院管理研究所の内部組織は、厚生省令で定める。

(国立衛生試験所)
第二十四條 国立衛生試験所は、左に掲げる事務をつかさどる機関とする。

一 國家検定を要する医薬品及び食品等の試験及び検査を行うこと。
二 輸出品取締法に基き輸出する医薬品、用具、化粧品及び食品等の試験及び検査を行うこと。
三 不良の或る医薬品、用具、化粧品及び食品等の試験及び検査を行うこと。
四 薬用植物の栽培、指導及び研究を行うこと。

五 医薬品等の試験的製造を行うこと。

六 その他衛生上必要な事項の試験、調査及び研究を行うこと。

2 国立衛生試験所は、東京都に置く。

3 国立衛生試験所の内部組織は、厚生省令で定める。

4 厚生大臣は、国立衛生試験所の事務を分掌させるため、所要の地に国立衛生試験所の支所を設けることができる。その名称、位置及び内部組織は、厚生省令で定める。

(国立光明寮)
第二十五條 国立光明寮に關しては、国立光明寮設置法(昭和二十三年法律第六十二号)の定めるところによる。

(国立身体障害者更生指導所)
第二十六條 国立身体障害者更生指導所に關しては、国立身体障害者更生指導所設置法(昭和二十四年法律第七号)の定めるところによる。

(国立教護院)
第二十七條 国立教護院は、兒童福祉

法(昭和二十二年法律第六十四号)第二十七條第一項第三号及び同法施行令昭和二十三年政令第七十七号)第十條第二項の規定により入院させた兒童の教護をつかさどり、あわせて全國の教護院における教護の向上に寄與する機関とする。

2 国立教護院の名称、位置及び内部組織は、厚生省令で定める。

3 国立教護院に教護事務に従事する職員を養成所を附置することができる。養成所に關し必要な事項は、厚生省令で定める。

(国立健康保險検査所)
第二十八條 国立健康保險検査所は、健康保險、國民健康保險その他社会保險の被保險者及び被扶養者の療養をつかさどる機関とする。

2 国立健康保險検査所の名称、位置及び内部組織は、厚生省令で定める。

(その他の附屬機関)
第二十九條 左の表の上欄に掲げる機関は、本省の附屬機関として置かれるものとし、その設置の目的は、それぞれ下欄に記載する通りとする。

種類	目的
衛生統計協議会	厚生大臣の諮問に應じて、衛生統計に關する重要事項を調査審議すること。
國民体力審議會	厚生大臣の諮問に應じて、國民体力に關する重要事項を調査審議すること。
中央優生保護審査會	主として優生手術に關する適否の再審査を行い、その他優生保護上必要な事項を処理すること。
栄養士試験審議會	厚生大臣の諮問に應じて、栄養士試験に關する重要事項を調査審議すること。
国立公園中央審議會	厚生大臣の諮問に應じて、国立公園に關する重要事項を調査審議すること。
国立公園地方審議會	厚生大臣の諮問に應じて、当該国立公園の運営に關する重要事項を調査審議すること。

中央温泉審議会

厚生大臣の諮問に應じて、温泉及びこれに関する行政に關し、調査審議すること。

理容師養成施設指定協議会

厚生大臣の諮問に應じて、理容師養成施設の指定に關し、調査審議すること。

中央食品衛生調査会

厚生大臣の諮問に應じて、食品衛生に関する行政に關し、調査審議すること。

医道審議会

厚生大臣の諮問に應じて、医師、歯科医師の免許の取消、再免許若しくは業務の停止の処分又は医道の向上に關する重要事項を調査審議すること。

医師國家試験審議会

厚生大臣の諮問に應じて、医師國家試験に關する重要事項を調査審議すること。

歯科醫師國家試験審議会

厚生大臣の諮問に應じて、歯科醫師國家試験に關する重要事項を調査審議すること。

醫師國家試験予備試験委員

醫師國家試験予備試験に關する事務をつかさどること。

齒科醫師國家試験予備試験委員

齒科醫師國家試験予備試験に關する事務をつかさどること。

醫師実地修練審議会

厚生大臣の諮問に應じて、醫師法（昭和二十三年法律第二百一十号）第十一條の規定による実地修練に關する重要事項を調査審議すること。

齒科醫師実地修練審議会

厚生大臣の諮問に應じて、齒科醫師法（昭和二十三年法律第二百一十号）第十一條の規定による実地修練に關する重要事項を調査審議すること。

保健婦助産婦看護婦試験審議会

厚生大臣の諮問に應じて、保健婦國家試験、助産婦國家試験、甲種看護婦國家試験及び乙種看護婦國家試験に關する重要事項を調査審議すること。

保健婦助産婦甲種看護婦國家試験委員

保健婦國家試験、助産婦國家試験及び甲種看護婦國家試験の実施に關する事務をつかさどること。

医療機関整備中央審議会

厚生大臣の諮問に應じて、医療機関の整備に關する重要事項を調査審議すること。

診療報酬審議会

厚生大臣の諮問に應じて、公的医療機関の開設者が請求することのできる診療の報酬に關する事項を審議すること。

あん摩、はり、きゆう、柔道整復營業中央審議会

厚生大臣の諮問に應じて、あん摩、はり、きゆう、柔道整復營業法（昭和二十二年法律第二百十七号）第二條第一項に規定する学校又は養成施設の認定及び試験、同法第八條第一項に規定する指示又は同法第十一條第二項に規定する処分に關する重要事項を調査審議すること。

医薬制度調査会

厚生大臣の諮問に應じて、医薬制度の改善に關する重要事項を調査審議すること。

日本医療團清算管理協議会

厚生大臣の諮問に應じて、日本医療團の清算に關する重要事項を調査審議すること。

藥事審議会

公定書の改訂又は追補に關し、その原案を厚生大臣に提出し、藥劑師國家試験を執行し、新医薬品その他藥事に關し厚生大臣に建議し、及び免許若しくは登録の取消又は業務の停止に對する再審査を行うこと。

中央社会事業審議会

社会事業法（昭和十三年法律第五十九号）第七條及び同法第十三條の規定によりその権限に屬する事項を調査審議する外、厚生大臣の諮問に應じて、社会事業に關する重要事項を調査審議すること。

中央兒童福祉審議会

厚生大臣の諮問に應じて、兒童及び妊産婦の福祉に關する事項を調査審議すること。

健康保險審議会

政府管掌の健康保險事業の運営に關する事項を審議すること。

厚生年金保險審議会

厚生年金保險事業の運営に關する事項を審議すること。

船員保險審議会

船員保險事業の運営に關する事項を審議すること。

健康保險審査会

健康保險における保險給付の決定及び保險料の徴收に關する不服に對して審査すること。

厚生年金保險審査会

厚生年金保險における保險給付の決定及び保險料の徴收に關する不服に對して審査すること。

船員保險審査会

船員保險における保險給付の決定及び保險料の徴收に關する不服に對して審査すること。

中央社会保險診療協賛会

健康保險の保險医に對し、適正なる保健診療を指導し、及びその監督を圖ること。

社会保險診療報酬算定協議会

厚生大臣の諮問に應じて、健康保險及び船員保險における適正な診療報酬並びに國民健康保險における診療報酬標準額を審議すること。

2 前項に掲げる附屬機関の組織、所掌事務及び委員その他の職員については、他の法律（これに基く命令を含む。）に別段の定がある場合を除く外、政令で定める。

第三節 地方支分部局

(地方支分部局)
第三十條 本省に左の地方支分部局を置く。

駐在防疫官事務所
業務出張所

第一款 駐在防疫官事務所
(所掌事務)

第三十一條 駐在防疫官事務所は、本省の所掌事務のうち防疫に關する事務を分掌する。

(名称、位置及び管轄区域)
第三十二條 駐在防疫官事務所の名称、位置及び管轄区域は左の通りとする。

名称	位置	管轄区域
駐在防疫官事務所	札幌市	北海道
駐在防疫官事務所	仙台市	青森縣、岩手縣、宮城縣、秋田縣、山形縣、福島縣
駐在防疫官事務所	仙台市	茨城縣、栃木縣、群馬縣、埼玉縣、東京府、千葉縣、山梨縣、長野縣、新潟縣、富山縣、石川縣
駐在防疫官事務所	東京都	神奈川縣、山梨縣、長野縣、新潟縣、富山縣、石川縣
駐在防疫官事務所	東京府	茨城縣、栃木縣、群馬縣、埼玉縣、東京府、千葉縣、山梨縣、長野縣、新潟縣、富山縣、石川縣
駐在防疫官事務所	名古屋市	岐阜縣、愛知縣、三重縣
駐在防疫官事務所	名古屋市	岐阜縣、愛知縣、三重縣、滋賀縣
駐在防疫官事務所	大阪市	大阪府、京都府、兵衛縣、和歌山縣
駐在防疫官事務所	大阪市	大阪府、京都府、兵衛縣、和歌山縣、奈良縣
駐在防疫官事務所	廣島市	山口縣、岡山縣、廣島縣

四國地区 駐在防疫官事務所	高松市 徳島縣 愛媛縣	香川縣 高知縣
九州地区 駐在防疫官事務所	福岡市 福岡縣 長崎縣 大分縣 鹿兒島縣	佐賀縣 熊本縣 宮崎縣

(内部組織)
第三十三條 駐在防疫官事務所の内部組織は、厚生省令で定める。

名称	位置	管轄区域
北海道医務出張所	札幌市	北海道
東北医務出張所	仙台市	岩手縣 宮城縣 秋田縣 青森縣 山形縣 福島縣
関東信越医務出張所	東京都	茨城縣 栃木縣 群馬縣 埼玉縣 千葉縣 東京都 新潟縣 長野縣 山梨縣 静岡縣 愛知縣 岐阜縣 三重縣 富山縣 石川縣 福井縣 滋賀縣 京都府 大阪府 和歌山縣 廣島縣 山口縣 鳥取縣 島根縣 岡山縣 徳島縣 香川縣 愛媛縣 高知縣 徳島縣 香川縣 愛媛縣 高知縣 大分縣 佐賀縣 長崎縣 鹿兒島縣 熊本縣
東海北陸医務出張所	名古屋市	
近畿医務出張所	大阪市	
中国医務出張所	廣島縣佐伯郡大竹町	
四國医務出張所	香川縣仲多度郡善通寺町	
九州医務出張所	福岡市	

(内部組織)
第三十六條 医務出張所の内部組織は、厚生省令で定める。

第三章 外局
第三十七條 國家行政組織法第三條第二項の規定に基づいて厚生省に置かれる外局は、左の通りとする。

(引揚接護廳)
第三十八條 引揚接護廳の組織、所掌事務及び権限は、引揚接護廳設置令(昭和二十三年政令第百二十四号)の定めるところによる。

第二款 医務出張所
第三十四條 医務出張所は、本省の所掌事務のうち國立病院及び國立療養所の業務の指導監督並びに國立病院特別会計の經理に關する事務を分掌する。
(名称、位置及び管轄区域)
第三十五條 医務出張所の名称、位置及び管轄区域は左の通りとする。

第四章 職員
(職員)
第三十九條 厚生省に置かれる職員の任免、昇任、懲戒その他人事管理に關する事項については、國家公務員法(昭和二十二年法律第百二十号)の定めるところによる。
(定員)
第四十條 厚生省に置かれる職員は、別に法律で定める。

附則
1 この法律は、昭和二十四年六月一日から施行する。但し、第十五條の規定は、國立身体障害者更生指導所に關しては、同年十月一日から適用する。
2 左の勅令は、廃止する。但し、法律(これに基く命令を含む。)に別段の定めがある場合を除く外、従前の機関及び職員は、この法律に基く相當の機関及び職員となり、同一性をもつて存続するものとする。
厚生省官制(昭和十三年勅令第七号)
厚生部内臨時職員設置制(昭和十三年勅令第八号)
臨時厚生省に顧問を置くの件(昭和二十年勅令第五百四十六号)
人口問題研究所官制(昭和二十一年勅令第二百五十号)
公衆衛生院官制(昭和二十一年勅令第二百四十九号)
國立栄養研究所官制(昭和二十二年勅令第七十五号)
予防衛生研究所官制(昭和二十二年勅令第五十八号)
検査所官制(昭和二十二年勅令第四百七十七号)
衛生試験所官制(明治二十三年勅令第五百五十五号)
國立少年看護院官制(昭和九年勅令第二百八十一号)
國立健康保険療養所官制(昭和十八年勅令第二十三号)
中央衛生会官制(明治二十八年勅令第五十七号)
薬剤師試験委員官制(明治二十九年勅令第九十九号)
前項但書の規定は、職員に對する法律の適用に影響を及ぼすものではない。

○重政府委員 たいだいま議題となりま

した厚生省設置法案につきまして提案の理由を御説明申し上げます。
國家行政組織法の制定によりまして、國の行政組織は本年六月一日まで法律をもつて定めることとなつたのでありますが、本法はこれに伴い厚生省の任務、権限、組織、附屬機関、地方支分局、外局等について所要の規定を設けていますのであります。内容といたしましては、現機構を簡素化し、事務の能率的運営をはかつております。何とぞ御審議の上御可決あらんことをお願い申し上げます。

○重政府委員 たいだいま議題となりま

○重政府委員 たいだいま議題となりま

○重政府委員 たいだいま議題となりま

○重政府委員 たいだいま議題となりま

員として、秘書官各一人を置く。
2 前項の秘書官で、國務大臣に附屬する秘書官は、國務大臣の、内閣官房長官に附屬する秘書官は、内閣官房長官の命を受け、機密に關する事務を掌り、又は臨時に命を受け内閣官房その他關係各部局の事務を助ける。
第十六條 國家行政組織法(昭和二十三年法律第百二十号)第十一條、第十二條第一項及び第三項並びに第十四條の規定の適用については、内閣官房に係る事項は、内閣總理大臣の所掌事項とする。

附則
1 この法律は、昭和二十四年六月一日から施行する。
2 この法律施行の際現在に在職する内閣官房次長は、第十四條の内閣官房副長官となつたものとする。
3 内閣官房職員設置制(昭和二十二年政令第二号)は、廃止する。但し、法律(法律に基く命令を含む。)に別段の定めがある場合を除く外、内閣官房に屬する従前の機関及び職員は、總理府設置法(昭和二十四年法律第...号)に基く相當の機関及び職員となり同一性をもつて存続するものとする。
4 他の法令中「内閣書記官長」とあるのは、「内閣官房長官」、「内閣官房次長」とあるのは、「内閣官房副長官」と読み替へるものとする。

總理府設置法案
總理府設置法
目次
第一章 總則(第一條—第四條)
第二章 本府
第一節 内部部局(第五條—第九

第二節 附屬機関(第十條 第十條)

第三章 外局(第十七條、第十八條)
第四章 職員(第十九條、第二十二條)

附則

第一章 総則

(この法律の目的)

第一條 この法律は、總理府の所掌事務の範圍及び権限を明確に定めるとともにその所掌する行政事務を能率的に遂行するに足る組織を定めることを目的とする。

(設置)

第二條 國家行政組織法(昭和二十三年法律第二十号)第三條第二項の規定に基いて、總理府を設置する。
2 總理府の長は、内閣總理大臣とする。

(總理府の任務)

第三條 總理府は、左に掲げる國の行政事務を一体的に遂行する責任を負う行政機関とする。
一 恩給、統計及び榮典に関する事務並びに新聞出版用紙の割當
二 各行政機関の施策及び事務の総合調整
三 他の行政機関の所掌に属しない行政事務並びに條約及び法律(法律に基く命令を含む)で總理府の所掌に属せしめられた行政事務(總理府の権限)

第四條 總理府は、この法律に規定する所掌事務を遂行するため左に掲げる権限を有する。但し、その権限の行使は、法律(法律に基く命令を含む)に従つてなされなければならない。

一 予算の範圍内で、所掌事務の遂行に必要な支出負担行為をする。
二 収入金を徴收し、所掌事務の遂行に必要な支拂をする。
三 所掌事務の遂行に直接必要な事務所の施設を設置し、及び管理すること。
四 所掌事務の遂行に直接必要な業務用資材、事務用品、研究用資材等を調達すること。
五 不用財産を処分すること。
六 職員の任免及び賞罰を行い、その他職員の人事を管理すること。
七 職員の厚生及び保健のため必要な施設をし、及びこれを管理すること。
八 職員に貸與するために宿舍を設置し、及びこれを管理すること。
九 所掌事務に関する統計及び調査資料を頒布し、又は刊行すること。
十 所掌事務の監察を行い、法令の定めるところに従い、必要な措置をすること。
十一 所掌事務の周知宣傳を行うこと。
十二 總理府の公印を制定すること。
十三 官報及び法令全書の編集及び印刷並びに内閣所管の機密文書の印刷について指揮監督すること。
十四 榮典を授與すること。
十五 榮典の授與及びはく奪に関し審査すること。
十六 恩給を受ける権利を裁定し、及び恩給に関する具申について裁決すること。
十七 各種の統計調査を行うこと。

十八 新聞出版用紙の割當を行うこと。
十九 國家公務員法(昭和二十二年法律第二十号)及びその他の法令の範圍内で、給與、勤務時間その他政府職員の勤務の條件を定めること。
二十 前各号に掲げるものの外、他の行政機関に属しない事項及び條約、法律又は命令に基き總理府に属せしめられた行政事務を行うこと。

第二章 本府
第一節 内部部局
(内部部局)
第五條 本府に、大臣官房及び左の三局を置く。
恩給局
統計局
新聞出版用紙割當局
2 大臣官房に、賞勳部を置き、統計局に、左の三部を置く。
人口部
經濟部
製表部
(大臣官房の事務)
第六條 大臣官房においては、總理府の所管行政に關し、左の事務をつかさどる。
一 機密に関すること。
二 職員の職階、任免、分限、懲戒、服務その他の人事並びに教養及び訓練に関すること。
三 内閣總理大臣の官印及び府印を制定し、及び管守すること。
四 公文書類を起草し、接受し、発送し、編集し及び保存すること。
五 官報及び法令全書の編集及び印刷並びに内閣所管の機密文書の印刷

刷の指導監督に関すること。
六 大臣官房所管圖書を管理すること。
七 経費及び収入の予算、決算及び会計並びに会計の監査に関すること。
八 行政財産及び物品を管理すること。
九 職員の衛生、医療その他福利厚生に関すること。
十 行政の考査を行うこと。
十一 公報に関すること。
十二 法令案の審査に関すること。
十三 各行政機関の施策及び事務の総合調整に関すること。
十四 他の行政機関の所掌に属しない事務についてこれを調査し、企画し、及び立案すること。
十五 公職に関する就職禁止、退職等に関する勅令(昭和二十二年勅令第一号)及び市町村長の立候補禁止等に関する勅令(昭和二十二年勅令第三号)の施行並びにその統轄に関すること。
十六 財閥同族支配力排除法(昭和二十三年法律第二号)に基き内閣總理大臣の権限に属する事項に関すること。
十七 調査及び統計(統計局の所掌に属するものを除く)の一般に関すること。
十八 榮典制度に關し調査し、研究し、及び企画すること。
十九 勲位、勲章に関すること。
二十 記章、ほう章その他の賞状に関すること。
二十一 外國の勲章、記章の受領及び着用に関すること。
二十二 前各号に掲げるものの外、

總理府の所掌事務で他局及び他の機関の所掌に属さない事務に関すること。
2 大臣官房においては、前項の事務の外、内閣法(昭和二十二年法律第五号)第十二條に定める内閣官房の所掌に属する事務をつかさどる。
3 大臣官房賞勳部においては、第一項第十八号から第二十一号までに規定する事務をつかさどる。
(恩給局の事務)
第七條 恩給局においては、左の事務をつかさどる。
一 恩給制度に關し調査し、研究し、及び企画すること。
二 恩給を受ける権利の裁定に関すること。
三 恩給に関する具申の裁決に関すること。
四 恩給の支給及び負担に関すること。
(統計局の事務)
第八條 統計局においては、左の事務をつかさどる。
一 國勢調査その他國勢の基本に関する統計調査の実施及び製表を行うこと。
二 國の行政機関又は地方公共團體の委託を受けて各種の統計調査の実施及び製表を行うこと。
三 統計職員養成を行うこと。
四 統計技術の研究を行うこと。
五 統計に関する圖書及び資料を収集し、整備し、編集し、及び刊行すること。
2 前項の事務のうち、國勢調査その他人口に関する統計調査の実施は、統計局人口部において、経済に関する統計調査の実施は、統計

局の指導監督に関すること。
大臣官房所管圖書を管理すること。
経費及び収入の予算、決算及び会計並びに会計の監査に関すること。
行政財産及び物品を管理すること。
職員の衛生、医療その他福利厚生に関すること。
行政の考査を行うこと。
公報に関すること。
法令案の審査に関すること。
各行政機関の施策及び事務の総合調整に関すること。
他の行政機関の所掌に属しない事務についてこれを調査し、企画し、及び立案すること。
公職に関する就職禁止、退職等に関する勅令(昭和二十二年勅令第一号)及び市町村長の立候補禁止等に関する勅令(昭和二十二年勅令第三号)の施行並びにその統轄に関すること。
財閥同族支配力排除法(昭和二十三年法律第二号)に基き内閣總理大臣の権限に属する事項に関すること。
調査及び統計(統計局の所掌に属するものを除く)の一般に関すること。
榮典制度に關し調査し、研究し、及び企画すること。
勲位、勲章に関すること。
記章、ほう章その他の賞状に関すること。
外國の勲章、記章の受領及び着用に関すること。
前各号に掲げるものの外、

總理府の所掌事務で他局及び他の機関の所掌に属さない事務に関すること。
大臣官房においては、前項の事務の外、内閣法(昭和二十二年法律第五号)第十二條に定める内閣官房の所掌に属する事務をつかさどる。
大臣官房賞勳部においては、第一項第十八号から第二十一号までに規定する事務をつかさどる。
恩給局の事務
恩給制度に關し調査し、研究し、及び企画すること。
恩給を受ける権利の裁定に関すること。
恩給に関する具申の裁決に関すること。
恩給の支給及び負担に関すること。
統計局の事務
國勢調査その他國勢の基本に関する統計調査の実施及び製表を行うこと。
國の行政機関又は地方公共團體の委託を受けて各種の統計調査の実施及び製表を行うこと。
統計職員養成を行うこと。
統計技術の研究を行うこと。
統計に関する圖書及び資料を収集し、整備し、編集し、及び刊行すること。
前項の事務のうち、國勢調査その他人口に関する統計調査の実施は、統計局人口部において、経済に関する統計調査の実施は、統計

局の指導監督に関すること。
大臣官房所管圖書を管理すること。
経費及び収入の予算、決算及び会計並びに会計の監査に関すること。
行政財産及び物品を管理すること。
職員の衛生、医療その他福利厚生に関すること。
行政の考査を行うこと。
公報に関すること。
法令案の審査に関すること。
各行政機関の施策及び事務の総合調整に関すること。
他の行政機関の所掌に属しない事務についてこれを調査し、企画し、及び立案すること。
公職に関する就職禁止、退職等に関する勅令(昭和二十二年勅令第一号)及び市町村長の立候補禁止等に関する勅令(昭和二十二年勅令第三号)の施行並びにその統轄に関すること。
財閥同族支配力排除法(昭和二十三年法律第二号)に基き内閣總理大臣の権限に属する事項に関すること。
調査及び統計(統計局の所掌に属するものを除く)の一般に関すること。
榮典制度に關し調査し、研究し、及び企画すること。
勲位、勲章に関すること。
記章、ほう章その他の賞状に関すること。
外國の勲章、記章の受領及び着用に関すること。
前各号に掲げるものの外、

總理府の所掌事務で他局及び他の機関の所掌に属さない事務に関すること。
大臣官房においては、前項の事務の外、内閣法(昭和二十二年法律第五号)第十二條に定める内閣官房の所掌に属する事務をつかさどる。
大臣官房賞勳部においては、第一項第十八号から第二十一号までに規定する事務をつかさどる。
恩給局の事務
恩給制度に關し調査し、研究し、及び企画すること。
恩給を受ける権利の裁定に関すること。
恩給に関する具申の裁決に関すること。
恩給の支給及び負担に関すること。
統計局の事務
國勢調査その他國勢の基本に関する統計調査の実施及び製表を行うこと。
國の行政機関又は地方公共團體の委託を受けて各種の統計調査の実施及び製表を行うこと。
統計職員養成を行うこと。
統計技術の研究を行うこと。
統計に関する圖書及び資料を収集し、整備し、編集し、及び刊行すること。
前項の事務のうち、國勢調査その他人口に関する統計調査の実施は、統計局人口部において、経済に関する統計調査の実施は、統計

局経済部において、各種統計調査の製表は、統計局製表部においてつかさどる。

第九條 新聞出版用紙割当局においては、新聞出版用紙の割当に関する法律(昭和二十三年法律第二百一十一号)の定めるところにより、新聞出版用紙の割当に関する事務をつかさどる。

第二節 附属機関

第十條 第十六條に規定するもの外、本府に、左の附属機関を置く。

ふ慶情報局
統計職員養成所
新給與実施本部
日本学術会議
国立世論調査所
(ふ慶情報局)

第十一條 ふ慶情報局は、ふ慶に関する状況の調査、通報、銘銘票の作成並びにその補修、金品の取扱調査、遺留金品の保管並びにその調査及び関係者に対する送付、相手國戦死者につき関係行政機関等において知得した事及び相手國にふ慶となつた者に関する状況の調査に関する事務を取り扱ふ機関とする。

第十二條 ふ慶情報局は、東京都に置く。

第十三條 統計職員養成所は、總理府令で定める。

第十四條 統計職員養成所は、國の行政機関及び地方公共団体の職員に対して、統計事務に従事する幹部職員として必要な職務上の訓練を行う機関とする。

第十五條 統計職員養成所は、東京都に置く。

第十六條 統計職員養成所は、總理府令で定める。

第十七條 統計職員養成所の組織及び所掌事務については、国立世論調査所設置法(昭和二十四年法律第 号)の定めるところによる。

第十八條 左の表の上欄に掲げる機関は、總理府の附属機関として置かれるものとし、その設置の目的は、それぞれ下欄に記載する通りとする。

第三 統計職員養成所の内部組織は、總理府令で定める。

(新給與実施本部)

第十三條 新給與実施本部は、政府職員の給與実施に関する法律(昭和二十三年法律第四十六号)の完全な実施を確保し、その目的を達成するため設けられる機関とする。

第十四條 新給與実施本部の内部組織は、政府職員の新給與実施に関する法律で定めるものを除くの外、總理府令で定める。

(日本学術会議)

第十四條 日本学術会議は、わが國の科学者の内外に対する代表機関として、科学の向上發達を圖り、行政、産業及び國民生活に科学を反映浸透させるための機関とする。

第十五條 日本学術会議は、東京都に置く。

第十六條 日本学術会議の組織及び所掌事務については、日本学術会議法(昭和二十三年法律第二百一十一号)の定めるところによる。

(国立世論調査所)

第十五條 国立世論調査所は、世論に基く政策の樹立及び行政の運営に資する目的で世論の調査を自主的且つ公正に行ふ機関とする。

第十六條 国立世論調査所は、東京都に置く。

第十七條 国立世論調査所の組織及び所掌事務については、国立世論調査所設置法(昭和二十四年法律第 号)の定めるところによる。

(その他の附属機関)

第十六條 左の表の上欄に掲げる機関は、總理府の附属機関として置かれるものとし、その設置の目的は、それぞれ下欄に記載する通りとする。

恩給審査会
交通事業調整審議会
食糧対策審議会
教育刷新審議会
地方制度調査会
中央災害救助対策協議会
地方災害救助対策協議会
都道府県災害救助対策協議会
観光事業審議会
引揚同胞対策審議会
地方税審議会
檢察官適格審査会
科学技術行政協議会
社会保障制度審議会
宿舎審議会
選挙制度調査会
新聞出版用紙割当審議会

恩給法(大正十二年法律第四十八号)の規定に基き恩給に関する事項を審査すること。

運輸大臣及び建設大臣の諮問に應じて陸上交通事業調整法(昭和二十三年法律第七十一号)第二條第一項、第三條第三項、第五條及び第十條に規定する事項を調査審議すること。

内閣總理大臣の諮問に應じて、食糧対策に関する重要事項を調査審議すること。

教育に関する重要事項を調査審議すること。

内閣總理大臣の諮問に應じて、地方行政に関する事項を調査審議すること。

地方行政に關する事項を調査審議すること。

災害救助法(昭和二十二年法律第一百十八号)に基き災害の救助その他緊急措置の適切円滑な実施を圖ること。

観光事業に關する基本的計画及びその他重要事項を調査審議すること。

引揚同胞対策審議会法(昭和二十三年法律第二百一十二号)に基き在外同胞の引揚促進その他引揚同胞対策に関する事項を調査審議すること。

地方税法(昭和二十二年法律第一百十号)に基き地方税に關する審査を行うこと。

檢察官法(昭和二十二年法律第六十一号)第二十三條第一項に規定する事項に關する審査を行うこと。

科学技術行政協議会法(昭和二十二年法律第二百五十三号)に基き日本学術會議と緊密に協力し、科学技術行政に反映させるための諸方策及び各行政機関相互の間の科学技術に関する行政の連絡調整に必要な措置を審議すること。

社会保障制度審議会設置法(昭和二十三年法律第二百六十六号)に基き社会保障制度につき調査、審議及び勧告を行うこと。

國家公務員の國設宿舎に関する法律(昭和二十四年法律第 号)に基き内閣總理大臣の諮問に應じて、國家公務員の宿舎の設置、維持及び管理その他重要事項を調査審議すること。

内閣總理大臣の諮問に應じて國會議員の選挙及び地方公共団体における選挙に関する制度について調査審議すること。

新聞出版用紙の割当に関する法律(昭和二十三年法律第二百一十一号)に基き、新聞出版用紙の割当に関する重要事項を調査審議すること。

2 前項に掲げる附属機関の組織、所掌事務及び委員その他の職員については、他の法律(法律に基く命令を含む。)に別段の定めがある場合を除くの外、政令で定める。

第三章 外局

第十七條 國家行政組織法第三條第二項の規定に基いて、總理府に置かれる外局は、左の通りとする。

統計委員会
公正取引委員会
全國選挙管理委員会
國家公安委員会
公職資格審査委員会
外國為替管理委員会
宮内廳
特別調達廳
賠償廳
行政管理局
地方自治廳
(外局の組織、所掌事務及び権限)

第十八條 前條の規定による外局の組織、所掌事務及び権限に關しては、他の法律に別段の定めのあるものを除く外、それぞれ次の表の下欄の法律(法律に基く命令を含む。)又は政令の定めるところによる。

種類	目的
恩給審査会	恩給法(大正十二年法律第四十八号)の規定に基き恩給に関する事項を審査すること。
交通事業調整審議会	運輸大臣及び建設大臣の諮問に應じて陸上交通事業調整法(昭和二十三年法律第七十一号)第二條第一項、第三條第三項、第五條及び第十條に規定する事項を調査審議すること。
食糧対策審議会	内閣總理大臣の諮問に應じて、食糧対策に関する重要事項を調査審議すること。
教育刷新審議会	教育に関する重要事項を調査審議すること。
地方制度調査会	内閣總理大臣の諮問に應じて、地方行政に関する事項を調査審議すること。
中央災害救助対策協議会	災害救助法(昭和二十二年法律第一百十八号)に基き災害の救助その他緊急措置の適切円滑な実施を圖ること。
地方災害救助対策協議会	同上
都道府県災害救助対策協議会	同上
観光事業審議会	観光事業に關する基本的計画及びその他重要事項を調査審議すること。
引揚同胞対策審議会	引揚同胞対策審議会法(昭和二十三年法律第二百一十二号)に基き在外同胞の引揚促進その他引揚同胞対策に関する事項を調査審議すること。
地方税審議会	地方税法(昭和二十二年法律第一百十号)に基き地方税に關する審査を行うこと。
檢察官適格審査会	檢察官法(昭和二十二年法律第六十一号)第二十三條第一項に規定する事項に關する審査を行うこと。
科学技術行政協議会	科学技術行政協議会法(昭和二十二年法律第二百五十三号)に基き日本学術會議と緊密に協力し、科学技術行政に反映させるための諸方策及び各行政機関相互の間の科学技術に関する行政の連絡調整に必要な措置を審議すること。
社会保障制度審議会	社会保障制度審議会設置法(昭和二十三年法律第二百六十六号)に基き社会保障制度につき調査、審議及び勧告を行うこと。
宿舎審議会	國家公務員の國設宿舎に関する法律(昭和二十四年法律第 号)に基き内閣總理大臣の諮問に應じて、國家公務員の宿舎の設置、維持及び管理その他重要事項を調査審議すること。
選挙制度調査会	内閣總理大臣の諮問に應じて國會議員の選挙及び地方公共団体における選挙に関する制度について調査審議すること。
新聞出版用紙割当審議会	新聞出版用紙の割当に関する法律(昭和二十三年法律第二百一十一号)に基き、新聞出版用紙の割当に関する重要事項を調査審議すること。

種類	目的
統計委員会	統計法(昭和二十二年法律第 号)
公正取引委員会	私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律(昭和二十二年法律第五十四号)
全國選挙管理委員会	全國選挙管理委員会設置法(昭和二十四年法律第 号)
國家公安委員会	警察法(昭和二十二年法律第九十六号)
公職に關する就職審査委員会	公職に關する就職審査法(昭和二十二年法律第 号)

公職選挙法
審査委員会
止、退職等に関する勅令の規定による賞罰の指定の特免に關する政令(昭和二十四年政令第三十九号)

外國爲替管理委員会
外國爲替管理委員会令(昭和二十四年政令第五十三号)

宮内廳
宮内廳法(昭和二十二年法律第七十号)

特別調達廳
特別調達法(昭和二十四年法律第七十号)

賠償
賠償臨時設置法(昭和二十三年法律第三十号)

行政管理廳
行政管理廳設置法(昭和二十三年法律第七十号)

地方自治廳
地方自治廳設置法(昭和二十四年法律第七十号)

第四章 職員

(内閣官房長官)

第十九條 内閣官房長官は、内閣法に定める職務を行う外、内閣総理大臣を助け、總理府所管の事項について政務に参画し、府務を整理し、並びに各部局及び機關の事務を監督する。

(内閣官房副長官)

第二十條 内閣官房副長官は、内閣法に定める職務を行う外、内閣総理大臣の定めるところにより、總理府所管の事項について、上官の職務を助ける。

(その他の職員)

第二十一條 前二條に定める職員の外、總理府に置かれる職員の任免、昇任、懲戒その他人事管理に關する事項については、國家公務員法の定めるところによる。

附則
1 この法律は、昭和二十四年六月一日から施行する。
2 國家公務員法第三條及び第八條の規定により、恩給制度が人事院において運用せられるに至つた場合においては、その限度において、恩給に關する事務及び権限は、總理府の所掌事務及び権限から除かれるものとする。

3 左の法令は、廃止する。但し、法律(法律に基く命令を含む。)に別段の定めのある場合を除く外、従前の機關及び職員は、この法律に基く相當の機關及び職員となり同一性をもつて存続するものとする。
總理廳官制(昭和二十三年政令第三十号)
總理廳部内臨時職員設置制(昭和十八年勅令第八十九号)
賞勳局官制(明治二十六年勅令第一百十六号)
勸業情報局官制(昭和十六年勅令第三百四十六号)

新開出版用紙對當事務廳設置法施行令(昭和二十三年政令第二百三十二号)
臨時行政機構改革審議會令(昭和二十三年政令第四十号)
總動員補償委員会規程(昭和二十三年勅令第四百七十四号)
恩給制度審議會官制(昭和二十二年政令第二百六号)

4 前項但書の規定は、職員に適用する法律の適用に影響を及ぼすものではない。

5 他の法令中「總理廳」とあるのは「總理府」と、「總理廳令」とあるのは「總理府令」と読み替へるものとする。

増田政府委員 國家行政組織法は、新憲法制定の趣旨に基き、わが國の行政組織を規律する恒久的な法律として制定せられ、本年六月一日から施行せられることとなつてゐるのであります。右に伴ひまして、現行の内閣法についてその一部を改正する必要が生じ、ここに法律案を提出いたしました。

本法案の作成にあたり、政府が考慮いたしました第一点は、國家行政組織法の施行により失効する行政官廳法の規定の一部を、内閣法の中に追加規定した点であります。すなわち行政官廳法における従来の内閣官房長官の規定を本法中に移し、かつ、内閣官房長官は國務大臣をもつて充てることができるとし、従つて秘書官を置くこととしたといたしました。

第二点は、國家行政組織法に定める基準に從つて所要の改正を加へ、從來政令をもつて規定せられておりました内閣官房次長、國務大臣秘書官に關する規定を法律に移し、かつ次長の名称は、その職務に鑑み、従前の副書記官長の例をとり、内閣官房副長官と改めました。

次に内閣官房における内部部局に關し、國家行政組織法に定める基準を踏襲して規定いたしました。以上のごとき理由と考慮に基いて政府は内閣法の一部を改正する法律案を本國會に提出した次第であります。何とぞ御審議の上すみやかに可決あらんことを希望いたします。次にただいま議題となりました總理府設置法案の提

案理由を説明いたします。新憲法施行後その制定の趣旨に基き、わが國の行政組織を規律する恒久的な法律として、すでに國家行政組織法が制定せられ、来る六月一日から施行せられることとなつてゐるのであります。しかしながらこの法律はわが國の行政機關の組織の基準を定めるためのものでありまして、具体的な行政機關の組織編限については、それらの行政機關の設置法以下の立案を予定してゐるのであります。

政府は右の國家行政組織法に規定する基準に基き、ここに總理府設置法案を作成し、本國會に提案することとなつたのであります。この法案の内容について特に御説明申し上げたい事項の第一点は、總理府の外局を網羅的に列挙して、それらの根拠法を掲げたことであります。從來は總理廳における外局はそれらの根拠法令にのみ規定せられておりましたが、これを本法には一括列挙して、およそ内閣総理大臣の所轄に屬する國の中央行政機關は、すべて本法において一目瞭然たらしめようとしたわけでありまして、

第二点は行政機構の改革に伴ひ、各行政機關が改廢せられた点であります。まず新開出版用紙對當事務廳と賞勳局であります。これらはいずれも現在總理廳の外局であります。それら機構を簡素化した上、總理府の内部部局としたのであります。次に勸業情報局は、國際條約規定に基いて、今次戦争の開始と同時に設置せられたものであります。終戦後その事務の範圍も漸次減少いたしました

關係上、本法においては總理府内に於ける附屬機關として殘存事務を行はしめることとしたわけでありまして、なお總理府の所轄と離れたものとしては、連絡調整事務局であります。これは機構を大幅に縮小しまして、外務省の一局といたしました。經濟安定本部、經濟調査廳、物價廳、外資委員会等も總理府の所轄から離れたわけでありまして、これらはそれらの設置法案について御審議をお願いいたす所存であります。なお、各行政機關の名稱につきましては、國家行政組織法の定める基準に基いて、それら府、委員會、廳等の區別に從つて整理して規定いたしましたのであります。

第三点は、國家公務員法との關係であります。同法は國家公務員たる職員について適用すべき各級の根本基準を定めてゐるのであります。従つて總理府の内部部局における官吏の任免、給與分限及び懲戒その他人事に關する事務につきましても、同法に從つてこれを處理すべきことは、當然のことであるのであります。なお同法との關係を明白ならしめるため、特に本法にはそのことを明記したわけでありまして、以上のごとき理由と考慮に基いて、政府は總理府設置法案を本國會に提案した次第であります。何とぞ御審議の上可決あらんことを希望いたします。

なお地方自治廳設置法並びに國立世論調查所設置法につきましては、説明は、しばらく御猶予あらんことをお願いいたします。○露露委員 次の郵政省及び電氣通信省の兩省設置法案の提案理由の説明は、まだ準備ができておらぬようでありまして、次から次々に説明を購取することになります。それでは本日はこれにて散會いたします。午前十一時三十五分散會